

## 第3章 計画の目標と基本方針

### 1 基本理念

# 人とみどりを共に育てるまち きよせ

#### 《基本理念》

清瀬市は、武蔵野台地の東北端手前約 15 km 付近の平坦部に位置し、昔から自然と農業とが一体になった暮らしを育んできました。この暮らしは、雑木林、農地、屋敷林が一体となった個性豊かなみどりとして、いまなお継承されています。また、柳瀬川や空堀川周辺には、人々がみどりとふれあうことができる豊かな自然環境が残っており、市街地においては、けやき通りや志木街道の街路樹、医療福祉施設等のまとまったみどりが形成されています。

しかし、これら豊かな自然環境も時代とともに変化してきました。雑木林は、まき材などの生活資源や、堆肥にするための落ち葉を供給してきましたが、生活様式の変化とともにそういった利用価値が下がり、市街化区域では固定資産税などの負担もあることから、減少しています。農地は、農家の後継者不足や相続発生時の売却により、減少を続けています。また、けやき通りに代表される街路樹や公園緑地などの樹木が高木・老木になったため、危険樹木の排除や維持管理の見直し、課題として顕在化しました。さらに、気候変動や生物多様性の低下等の地球規模の環境問題も深刻化しています。平成 27 年（2015 年）の国連サミットでは、持続可能な世界を実現するための国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されるなど、発展途上国だけでなく先進国自身が問題解決に取り組んでいくことが求められるようになりました。

このような中、清瀬市のみどりを次世代に引き継いでいくには、みどりの量を確保するだけでなく管理の質にも焦点をあてた保全・創出を進めます。そのために、市民一人ひとりがみどりの役割や重要性を理解し、清瀬市のみどりを誇りに思い、守るために何が必要かを考え実行することが重要です。

そこで、清瀬市は、人と自然の良好な関係がこれまでよりいっそう必要であると考え、本計画の基本理念を「人とみどりを共に育てるまち きよせ」とします。

## 2 10年後のみどりの将来像

### (1) 清瀬市におけるみどりの将来像

- ・市街地、農地、水辺において、拠点となる比較的大規模なみどりの量と質が保たれ、それらをつなぐ水辺・みどりの主軸により、人と多様な生きものが共存できる健全な生態系が維持されています。
- ・市民が安全に生活を送ることができるように、みどりの適切な維持管理がなされ、災害に強いまちづくりに寄与しています。
- ・市民がみどりに親しみ、あらゆる関わり方から持続的にみどりの維持・管理に参加し、かつての武蔵野の暮らしにおけるみどりの循環のような、みどりと人の新しい共存関係を築いています。

### (2) みどりの機能別に見た将来像

みどりの将来像を清瀬市内で具体的に考えていくと、拠点、軸などに分けることができ、以下のようなイメージになります。これを図示したものが次頁の「みどりの将来像図」です。

#### 1) みどりの拠点

- ・市内に点在する公園や緑地は、地域の核となるみどりとして身近に歩いて行ける範囲に整備され、市全体ではレクリエーション拠点として利用できる比較的大きな公園の配置が進んでいます。

#### 2) 都市緑化の中心拠点

- ・日常生活の中で、多くの市民が利用している清瀬駅周辺を中心に緑化拠点づくりが進んでいます。

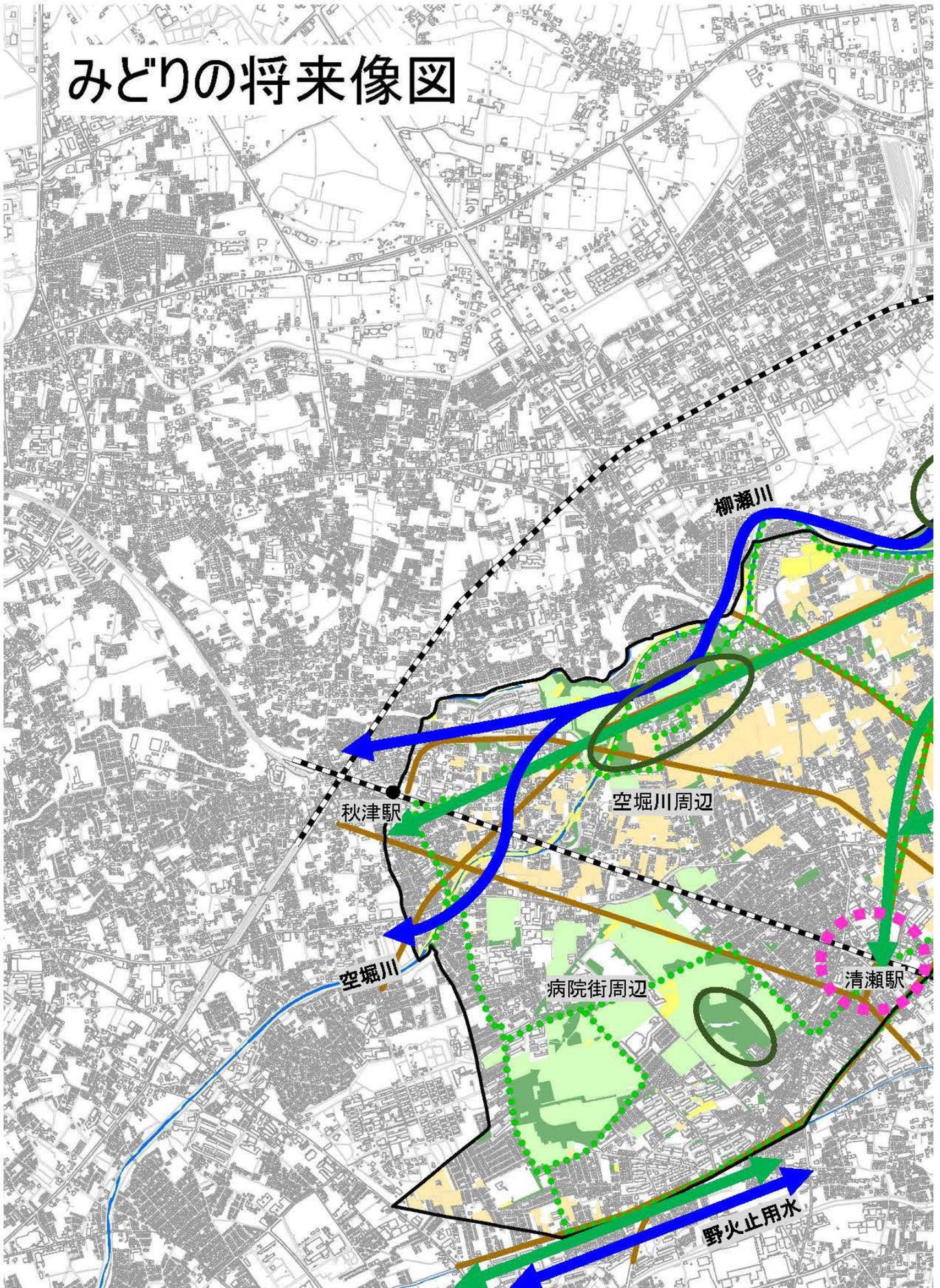
#### 3) 水辺・みどりの主軸

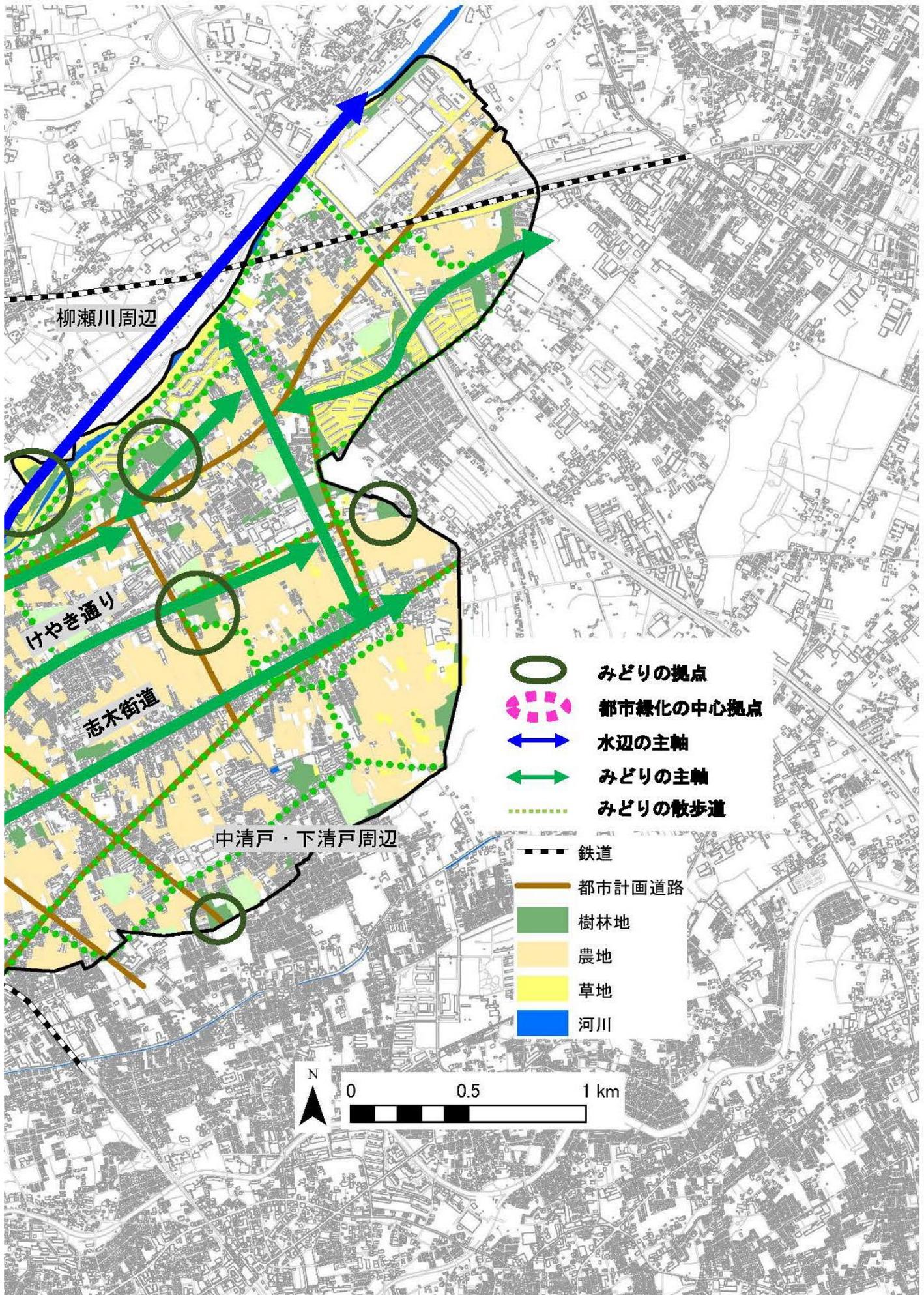
- ・柳瀬川、空堀川に沿ったみどりが整備され、梅坂橋から下宿ビオトープ公園までの約4kmのコースを基軸に、水辺が持つ多彩な機能を誰もが楽しみ、生活に活気と潤いをもたらすことを目的として、柳瀬川回廊が整備され、生きものも行き交う水辺の主軸として機能しています。また、けやき通りや志木街道をはじめとする連続したみどりが、街並みと調和して維持・管理され、みどりの主軸として機能しています。

#### 4) みどりの散歩道

- ・市内には緑地保全地域や公園などを回遊する「雑木林のみち」が、市の南北に2本あります。これらを結び、所々に椅子やポケットパーク、遊び場があり、安全で安心して楽しく快適に市内を回遊できるみどりの散歩道により、みどりのネットワークが形成されています。

# みどりの将来像図





### 3 計画の目標

現在のみどりを次世代に引き継ぐよう、市民、事業者、行政の協働によるみどりの維持・管理・活用を推進し、質の向上を図ります。

基本理念の『人とみどりを共に育てるまち きよせ』の実現を目指し、市民、事業者、行政の協働による適切なみどりの維持・管理による質の向上を図ることにより、人々のいるおいのある暮らしに貢献するだけでなく、気候変動への対策や生物多様性の保全に寄与します。

#### (1) 緑地及び緑被率・みどり率の確保目標

市内の農地は毎年約 2.5ha 減少していますが、本計画に掲げた施策の実施により保全に努めることで、10年間で20haの減少に留めることを目標とします。

	平成 22 年 (2010 年) 3 月末	令和 2 年 (2020 年) 3 月末	令和 12 年 (2030 年) 3 月末
緑地	345.11 ha	319.93 ha	299.93 ha
	33.8 %	31.3 %	29.3 %
緑被率	40.1 %	36.9 %	34.9 %
みどり率	42.6 %	39.4 %	37.4 %

※緑地は、市で管理する公園・緑地のほかに、生産緑地、河川区域などが含まれています。(16 頁参照)

#### (2) 一人当たりの公園面積

中里一丁目緑地とせせらぎ公園の拡大、(仮称)花のある公園の新設などの公園整備を進めます。また、公園不足地域(66 頁参照)では開発にともなう公園整備を引き続き進めます。

	平成 22 年 (2010 年) 3 月末	令和 2 年 (2020 年) 3 月末	令和 12 年 (2030 年) 3 月末
一人当たりの公園面積	3.34 m <sup>2</sup>	3.37 m <sup>2</sup>	3.87 m <sup>2</sup>
公園面積	243,180 m <sup>2</sup>	251,684 m <sup>2</sup>	281,684 m <sup>2</sup>
人口	72,734 人	74,663 人	72,612 人

※公園面積は、都市公園、都市公園以外の公園、児童遊園、ポケットパーク、遊び場の面積も含まれます。

#### (3) 生きものの保全に関する目標

生物多様性重要配慮地域(詳細は 23 頁)を設定し、それぞれの地域で確認できる重要生物種を中心にモニタリングを行い、種数を現状維持します。また、今後の施策を通じて生物多様性について周知に努め、市民アンケートの『生物多様性』という言葉について「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」人の割合を 39.0%から 45.0%に高めます。

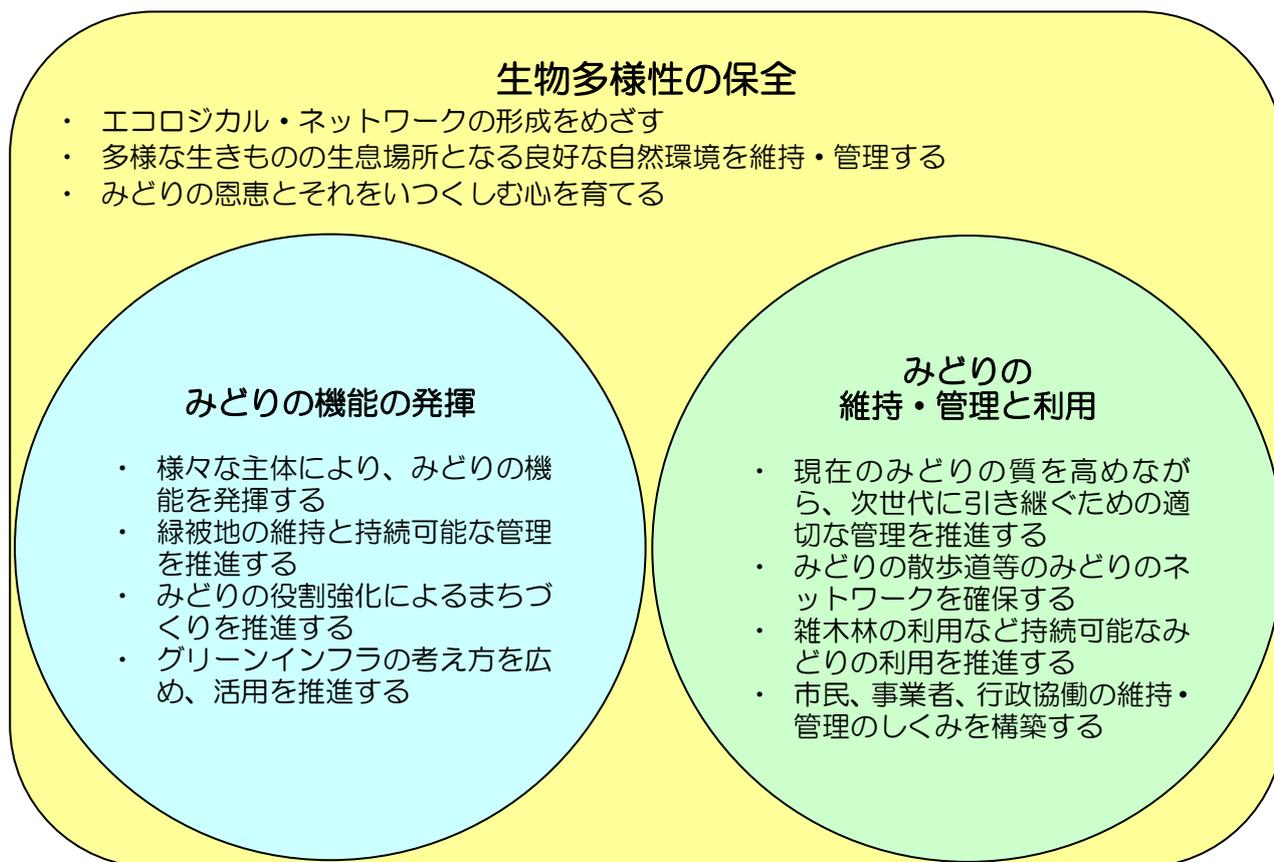
## 4 基本方針

計画の目標（計画の基本理念・みどりの将来像・目標）を達成するために、本市の「みどり」に関する基本方針を以下の3つに定めます。

- 1.生物多様性の保全
- 2.みどりの機能の発揮
- 3.みどりの維持・管理と利用

### ■「生物多様性地域戦略」としての位置づけ

基本方針のうち、「生物多様性の保全」と、この方針に基づく施策の内容をもって、「生物多様性地域戦略」として位置づけます。また、すべての施策には、生物多様性に配慮した項目が含まれています。



### (1) 生物多様性の保全 【生物多様性地域戦略】

- ◆生きものの移動経路を確保することにより、相互依存関係にある多様な生きものの生息空間が保全できます。このことから、街路樹のある道路、水路などの連続的な緑地のほか、社寺林や屋敷林、農地、住宅地の生垣などを含め、多様な自然環境により構成される生きものの生息空間を相互につなげる、エコロジカル・ネットワークの形成を目指します。
- ◆拠点となる比較的大規模のみどりを維持・管理し、それらをつなぐ連続したみどりを整備することにより、多様な生きものが生息できる環境を目指します。
- ◆市民一人ひとりがみどりの重要性を認識し、大切に思うところを育み、主体となって行動できるよう環境学習や環境教育の場や機会を充実させるための施策に取り組みます。

### 清瀬市のエコロジカル・ネットワーク

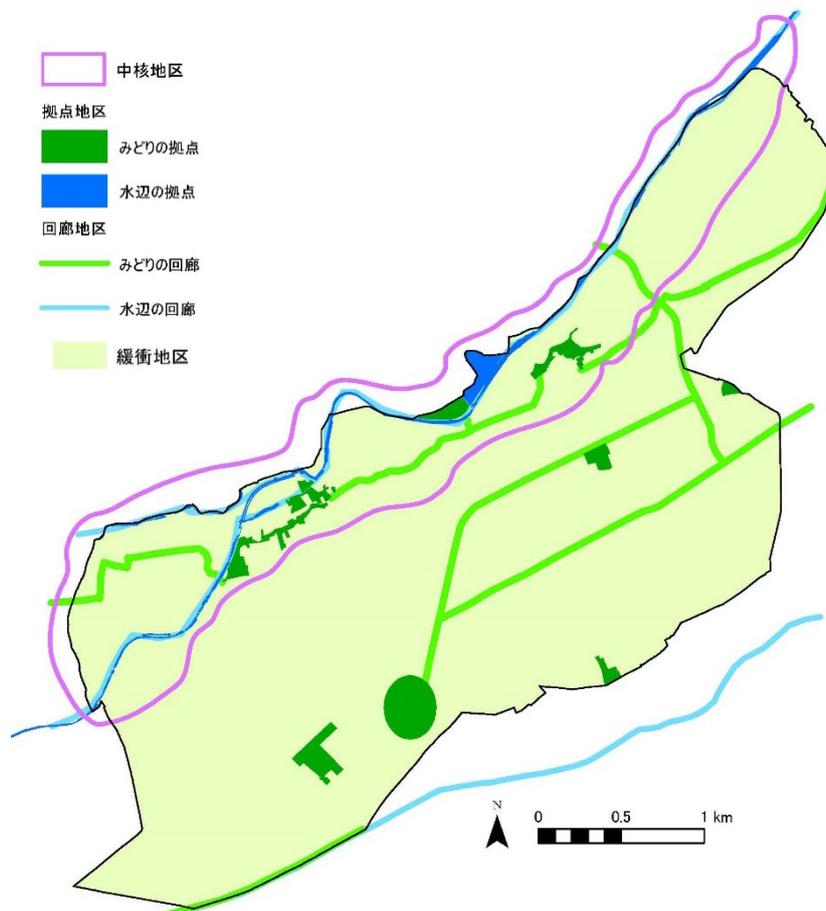
「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項(平成23年(2011年)10月 国土交通省)」に基づき、清瀬市では中核地区、拠点地区、回廊地区及び緩衝地区を以下のように設定しています。

中核地区とは、生きものの主要な生息・生育場となる拠点とその周辺を含む場所であり、この地区から他の地区へと生きもの分布をひろげていくための「核」となる緑地を指します。清瀬市では、柳瀬川・空堀川とその周辺のみどりを中核地区として位置づけます。

拠点地区とは、生きものの生息・生育する場として「拠点」となる場所であり、特に市街地に存在する拠点は、みどりの将来像図におけるみどりの拠点と都市緑化の拠点到相当します。拠点地区の中でも、中核地区の中に位置する拠点は既に生きものを供給する場所として重要な役割を果たしていますが、中核地区の外に位置する拠点については、生きものがすみやすい植物や在来種の植栽など、みどりとのふれあいの場として活用していくとともに、生きものと市民にとってよりよい場所となるよう、生物多様性の確保に配慮していきます。

回廊地区とは、中核地区と拠点地区とを結ぶ生きものの移動のための「回廊(コリドー)」となる緑地などを指し、みどりの将来像図における水辺・みどりの主軸に相当します。条例などに基づいた緑地保全や、清瀬駅周辺の緑化などの取り組みと連携しながら、街路樹や緑道などの緑地創出を図ります。

緩衝地区とは、中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接し、生きものと市民との「共存」を図るために必要な樹林地、農地、草地などを含む、市街地のみどりのある場所を指します。条例や協定など、さまざまな手法を用い、みどりの創出を推進していきます。



エコロジカル・ネットワークの形成

## (2) みどりの機能の発揮

- ◆市民を含めた様々な主体とともに、みどりの軸となる水辺、街路・散策路に沿ったみどりの充実や、住宅のみどりの創生、農地の保全に取り組み、みどりの機能を発揮していきます。
- ◆緑被地の確保により、ヒートアイランド現象緩和や二酸化炭素を削減する効果があります。また、河川流域における治水対策や災害時の避難場所としての役割を強化します。
- ◆公共施設や駅周辺の緑化等に関わる取り組みを推進するとともに、市民と積極的に市街地のみどりを守り、つくり、育む機会を増やすことを目指します。
- ◆雨水の地中浸透や気温上昇の緩和など、みどりが持つ多様な機能を社会インフラに取り入れた「グリーンインフラ」の活用が期待されています。そのため、自然豊かで持続可能な環境づくりに向けて、みどりが持つ機能を多面的に活用していきます。

## (3) みどりの維持・管理と利用

- ◆都市公園の再整備や公園のみどりを充実するとともに、みどりの定期的な維持管理や更新を行います。また、市民が公園の維持・管理等に関わる取り組みを推進し、市民が積極的に市街地のみどりを守り、つくり、育む機会を増やすことを目指します。
- ◆水辺に沿ったみどりや、けやき通り、みどりの散歩道等の歩行者空間を整備することにより、人も生きものも行き来できるみどりのネットワークを確保します。
- ◆市内に残る雑木林を生かし、新たな資源としての利用の推進を図ります。また、市民が主体性を持って市内のみどりの循環を促し、新たなしくみを構築することで、武蔵野特有の景観を維持できるよう努めます。
- ◆市内のみどりを持続可能に維持・管理するためには、子供から大人まで市民一人ひとりがみどりをいつくしむ心を持つことが大変重要です。そのために、学校教育、イベント、団体への支援等を通じて、市民が様々な場面で市内のみどりと触れ、維持・管理に関わっていけるような機会やしくみを増やします。

## 第4章 推進施策について

### 1 施策の体系

第3章では、基本理念、みどりの将来像、計画の目標を掲げ、それを実現するための基本方針を示しました。本章では、基本方針の具体的な取り組みとして、推進施策を示します。

#### ① 生物多様性の保全

- (1) 生きものの生息環境の保全と再生
- (2) 水辺環境の保全
- (3) みどりのネットワークによる自然環境の保全・育成
- (4) 環境教育の推進
  - 1) 学校での環境教育の推進
  - 2) 学校以外での環境教育の場の提供
- (5) みどりの普及・啓発
  - 1) みどりのイベントの開催
  - 2) 苗木・花の種などの配布
- (6) 生物多様性の保全を担う人材育成

#### ② みどりの機能の発揮

- (1) 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進
- (2) 水辺のみどりのネットワークの強化
  - 1) 河川や水路の緑化の推進
  - 2) 多自然川づくりの推進
- (3) 道路のみどりのネットワークの強化
  - 1) 道路緑化と歩道の整備
  - 2) 椅子のあるまちづくりの推進
- (4) 公共施設緑化の推進
  - 1) 公共施設のみどりの適正な維持管理
  - 2) 雨水の地下浸透の推進
- (5) 民有地緑化の推進
  - 1) 接道緑化などの推進
  - 2) 地域ぐるみのみどりのまちづくりの推進
  - 3) 宅地内の緑化・雨水浸透の推進
- (6) 農地を守る
  - 1) 農地の維持・保全
  - 2) ふれあい農業の推進

#### ③ みどりの維持・管理と利用

- (1) 公園の整備と管理
  - 1) 計画的な公園緑地の整備
  - 2) 公園の再整備等
  - 3) 多様な機能の公園づくりの推進
  - 4) 公園の管理・運営
- (2) みどりの散歩道の整備
- (3) 雑木林を守る
  - 1) 雑木林等の保全
  - 2) 維持管理への参加機会の充実
- (4) 屋敷林を守る
- (5) みどりのまちづくりへの市民協働の推進
  - 1) 市民参加のしくみづくり
  - 2) みどりのPRの強化
- (6) みどりの体制づくり
  - 1) 財源の充実と活用
  - 2) みどりの環境保全審議会
  - 3) 周辺市との連携

施策の体系

## 2 推進施策

### 1 生物多様性の保全

行政や市民、事業者という多様な主体のそれぞれの努力により残された市の自然環境を、次の世代に引き継いでいくとともに、生きものの生息環境を再生する必要があります。

また、生態系ネットワークの維持のためには、緑地が連続的に存在する必要があります。そのため、地域開発の際には、生物多様性保全の観点から、緑地帯の連続性を適切に維持していきます。

さらに、生物多様性保全の取組を進めるには、行政だけでなく、市民や事業者が生物多様性の重要性について認識し、具体的な行動へと移していくことが必要となります。市民一人一人が、本市の生物多様性に関する理解を深めていけるよう、生物多様性の重要性に関する啓発活動を行う必要があります。

#### (1) 生きものの生息環境の保全と再生

市内に残る緑地などの、生きものの生息環境を保全していくことに加え、外来種により本市の生態系が崩れることを防ぐ取り組みを進めていきます。

##### <主な取り組み>

##### ●希少生物の生息環境の保全

- ・生物多様性重要配慮地域（23 頁参照）を設定し、保全・管理していきます。
- ・カタクリなどに代表される、市の希少な動植物について、生息状況を継続的に把握し、適切な保全活動を行います。

##### ●生きものに配慮した緑地の維持・管理

- ・市内の様々な生きものが生息する場となっている市内緑地について、萌芽更新、下草刈り、ササ刈り、落ち葉はきの計画的な実施などにより、適切に維持管理を行っていきます。
- ・市内緑地の保全活動について、市内の自然保護ボランティア団体や自然保護レンジャーなどとの調整・協力を図っていくこととします。

##### ●有害鳥獣、外来種による在来種の被害の防止

- ・アライグマ、ハクビシン、ミシシippアカミミガメなど、本市で生息が確認されている外来生物の減少に向けて、捕獲などの取り組みを推進します。
- ・市民に外来生物問題に関する正しい知識についての普及・啓発を行い、外来生物を「入れない」、「捨てない」、「広げない」という、外来生物被害を防止するための三原則の認知度を高めます。
- ・外来種の問題など生物多様性に関わる様々な環境テーマについて、市ホームページなどで積極的に情報発信することにより、市民への啓発を進めていきます。
- ・公共施設を緑化する場合、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(東京都環境局作成、資料編参照)から優先的に植栽種を選ぶことに努めます。

## (2) 水辺環境の保全

市内を流れる柳瀬川・空堀川の両河川は、昭和の高度成長期には生活排水などの流入により、非常に汚れていました。しかしながら、その後の市民や事業者、行政それぞれの努力により、今ではアユなどの多くの水辺生物が生息できるまでに環境が改善しています。こうした多くの生きものが生息する水辺環境を、次世代に引き継いでいくための取り組みを行います。

### <主な取り組み>

#### ●河川環境の監視と改善

- ・柳瀬川・空堀川の両河川を対象に環境調査を実施し、水質の状況について継続的に把握していきます。
- ・柳瀬川河川敷は、釣りや河川敷でのバーベキューなど、市外の方からの利用も増加しています。その一方で、それに伴うゴミの放置などにより河川及びその周囲の生活環境の悪化が懸念されていることから、マナーアップの啓発や悪質な行為の抑制に努めます。

#### ●生物多様性に配慮した河川改修

- ・河川の改修工事の実施にあたっては、既存の生態系を破壊しないよう、水辺生物の生息に配慮した多自然川づくりを採用するよう、東京都への働きかけ・調整を行います。
- ・既存の河畔林の適切な管理と保全を引き続き東京都と連携して行います。

## (3) みどりのネットワークによる自然環境の保全・育成

生息空間を構成している樹木・樹林、水辺などを保全します。特に、生物多様性重要配慮地域を中心に、現存する植物等の種類や分布を把握し、保全するための対応を行います。また、生息空間が公園や農地などである場合は、本来の利用環境を確保しつつ、生きものの生息が可能な環境の保全に努めます。

### <主な取り組み>

#### ●公園・緑地の公有地化

- ・緑地環境保全区域や指定解除される生産緑地、公園・緑地に隣接する緑地について、「公有地化の基本方針」などにしたがって公有地化に努め、多様な生きものが生息・生育・繁殖できる場を保全していきます。

#### ●生活とのバランスを考慮した公園等の環境の保全

- ・規模の大きな公園では、樹木を極力保全していきます。
- ・小さな公園、特に住宅と接する部分は、これまでのトラブルを踏まえて、最初から高木を敷地際に植えず、近隣の生活との共存を意識して樹種を選定していきます。

#### (4) 環境教育の推進

教育分野で取り組んでいるESD（持続可能な開発のための教育）は、現代社会の問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指しています。この考え方はSDGsにも通じており、環境問題を自分ごととして捉え、自発的に行動できるようになることを目指して、身近なみどりを活用した環境教育を推進します。

##### 1) 学校での環境教育の推進

次世代を担う子供たちが、多様な生きものとの共存や自然環境の大切さを学ぶことは、みどりのまちづくりを進めるうえで重要です。このため、学校教育施設及びその周辺においては、関係機関と連携し、自然にふれることのできる環境学習の場の整備を進め、体験学習などを通じた学校における環境教育を推進します。

###### <主な取り組み>

###### ●環境教育の教材の充実及び食育の推進

- ・SDGsに関する教員研修による指導方法の工夫・改善や、副読本『わたしたちの清瀬』の改訂などを通じて環境教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの視点から、総合的な学習の時間のほか教科等横断的な指導を発達段階に応じて実践していきます。
- ・給食に地場産野菜を使うことによって、清瀬市でさかんに作られている作物や、野菜を育てるには虫など生態系との関わりが必要なことなど、生物多様性と「食」の関係から食育を推進します。

###### ●子供たちの環境学習の場づくり

- ・校内での農園整備や、地域学習で、それぞれの学校付近の環境を活かし、畑、公園、雑木林などを活用したフィールド学習を推進します。
- ・校庭を芝生化した学校では、その利用や管理を通じて、みどりの恩恵や育成の難しさなどを体感する機会を作ります。



子供たちが自然とふれあえる環境学習の場として、学校及びその周辺のみどりの資源を活用します

## 2) 学校以外での環境教育の場の提供

---

郷土博物館、自然保護団体、学校、大学などと連携して、自然観察会、みどりに関する講演会などを通じて、みどりへの意識の醸成に努めます。また、「きよせの環境・川まつり」「カタクリまつり」など、清瀬の特徴である川や雑木林などを活用したイベントを利用し、子供たちを対象とした市内の生物多様性に関する啓発活動を行います。

### <主な取り組み>

- みどりへの意識を高めるイベントの実施
  - ・自然観察会
  - ・文化財探訪
  - ・きよせの環境・川まつり、カタクリまつりなど
  - ・野鳥観察会

## (5) みどりの普及・啓発

みどりへの関心を高めるため、みどりに関する情報を発信するとともに、みどりのイベントや苗木などの配布を行います。

### 1) みどりのイベントの開催

---

市民のみどりに関する意識を高めるためのイベントの開催を継続します。

### <主な取り組み>

- みどり関連のイベントの開催
  - ・カタクリまつり、きよせの環境・川まつりなどを通じて、みどりに関する啓発を実施していきます。

### 2) 苗木・花の種などの配布

---

苗木や花の種などの配布を進め、みどりを育てることの楽しさを、体験を通して知ってもらい、緑化意識の高揚を図ります。

### <主な取り組み>

- 苗木配布
  - ・「東京清瀬市みつばちプロジェクト」(61 頁コラム)の一環で、蜜源植物の無料配布(年3回程度)を実施しています。今後も、市民まつりなどのイベントの場も活用し、配布を継続していきます。

(6) 生物多様性の保全を担う人材育成

本市の市内各所の緑地の管理や自然保護に関する活動には、市内の自然保護団体や清瀬市自然保護レンジャーとの協働が不可欠となっていますが、高齢化が問題となっているため、新たな担い手の発掘が課題です。

<主な取り組み>

- 自然保護団体への支援
  - ・市内の自然保護ボランティア団体に定期的なヒアリングを行い、それぞれの活動についての課題を整理し、市として適切な支援に努めます。
- 「(仮称)花のある公園」での活動を通じた担い手づくり
  - ・自然保護団体やボランティアと協働し、花や樹木の育成、イベントなどを通じて、自然保護活動への入り口になるよう努めます。

## 2 みどりの機能の発揮

### (1) 「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進

#### 「緑化重点地区」とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において緑の基本計画に位置づけることとされる地区であり、水と緑のうるおいと安らぎのある街の実現を目指すために、特定の地区を指定して、都市緑化を積極的かつ重点的に推進する地区のことです。

緑被率の変遷をみるとみどりの減少が継続しており、特に住宅地や商業地域はみどりが少なく、積極的に緑化を推進する必要があります。また、市が新たに設置又は管理する道路、公園、学校、市庁舎、市民センター等の公共施設は先導的に緑化を推進しなければなりません。

清瀬市では、市全域を「緑化重点地区」と定め、都市公園事業等の公共施設による緑化とあわせて、住民による民有地の緑化など、行政・市民・企業等が連携した、市民参加による緑化を重点的に推進します。

### (2) 水辺のみどりのネットワークの強化

河川は、良好な景観、親水・レクリエーション空間の保全・創生、動植物の生息・生育環境の保全などの観点から重要な機能をもっています。それと同時に、雨水を流す重要な施設でもあり、洪水などの自然災害からまちを守る役割があります。

清瀬市内を流れる空堀川・柳瀬川もそれらの役割を担ってきており、今後も市民のふれあいの場である親水空間を維持するとともに、水生生物のすむうるおいのある水辺環境づくりに努めます。一方、市内では冠水が発生している地域もあり、近年の豪雨に対応していくための河川改修が進んでいます。そのため、治水にも配慮しながら、東京都や自然保護団体と協力し、安全で景観の優れた水辺のみどりの維持・創生に努めます。

#### 1) 河川や水路の緑化の推進

市内を流れる空堀川や柳瀬川などのみどりについては、その適切な維持管理を東京都や関係市と連携して進めます。

##### <主な取り組み>

- 管理用通路のみどりの管理
  - ・東京都と連携して、剪定や草刈などの維持管理作業を実施していきます。
- 歴史環境保全地域である野火止用水の適正管理の協力
  - ・野火止用水保全対策協議会への参加や野火止用水 6 市共同クリーンデイへの参加協力を継続していきます。

#### 2) 多自然川づくりの推進

表情豊かな水辺は、散策する人々を心地よくするばかりでなく、武蔵野の資源である身近な生きものの生息地になります。このことから、市内を流れる河川についてはできる限り多自然川づくりを推進し、生きものにとって生息しやすい空間となるように、東京都・自然保護団体・市民と協力していきます。

<主な取り組み>

●多自然川づくりの推進

- ・市内の河川改修工事（魚道整備など）の際、自然保護団体・東京都と協力して多自然川づくりを推進していきます。

●水辺や樹林地のビオトープの維持管理

- ・自然保護団体・東京都と協力して、柳瀬川河畔林の育成や金山調節池の維持管理などを行い、生きものが行き交うエコロジカル・ネットワーク（49 頁参照）を形成します。

(3) 道路のみどりのネットワークの強化

街路樹には、倒木・落枝の危険があるもの、信号や標識などを覆い隠すもの、歩道の根上がりを起こすものなど、課題があります。そこで、道路のみどりの適正な管理と安全性の向上を高めていくために、木と木の間隔の狭い区間の本数整理と交通安全に支障のある位置の樹木を間引きし、課題を抑制していきます。また、将来的には道路に合った樹種に変えていかななくてはなりません。

けやき通りは、ケヤキの自然樹形による美しい景観で見入る人を楽しませ、市のシンボルロードとして、長年市民に親しまれてきたため、大がかりな剪定を控えてきました。しかし、高木化に加え、近年の豪雨・強風により、倒木や大きな落枝が発生しています。そのため、市民の安全を第一に、平成 25 年度（2013 年度）から強剪定を実施しました。



狭い間隔に多く並んだケヤキ



強剪定されたケヤキ

1) 道路緑化と歩道の整備

主要な道路については植栽帯や植樹柵などを設けて緑化を推進し、市街地内のみどりのネットワーク形成を図ります。また、緑化する際は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（東京都環境局作成、資料編参照）から優先的に植栽種を選ぶことに努めます。

<主な取り組み>

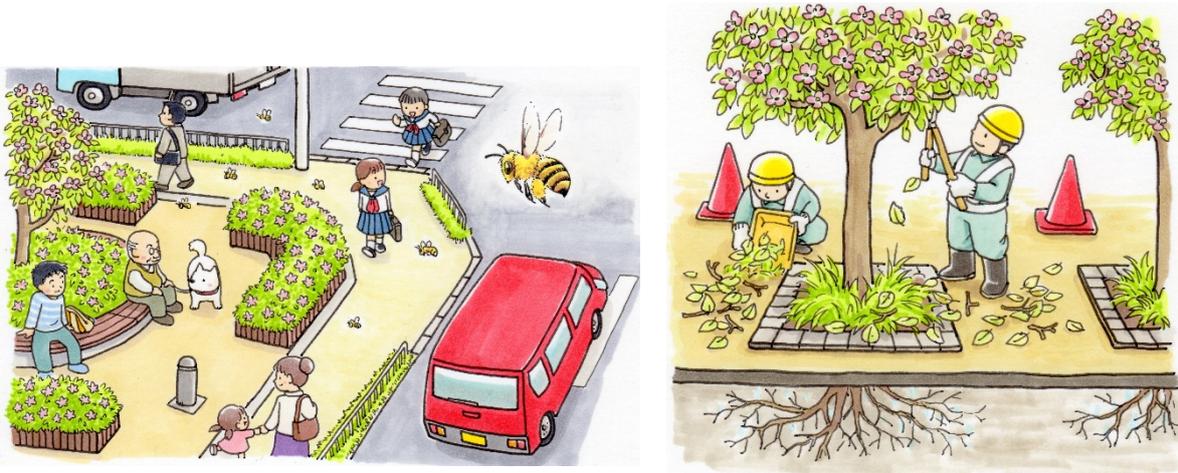
●新設する都市計画道路の緑化

- ・道路整備に伴う歩道の緑化を進め、ふさわしい樹種の推進を図ります。

●蜜源植物を取り入れた植栽帯の緑化

- ・東京清瀬市みつばちプロジェクト（61 頁コラム）推進のため、花木・地被類などの蜜源植物を取り入れた植栽帯の緑化を推進します。

- 街路樹の高木化対応や老木化した樹木の更新
  - ・高木の枝葉の剪定ほか、交通に支障をきたす樹木や間隔の狭い樹木は、伐採していきます。
  - ・樹種変更するときは、生長後の大きさを考え、間隔・近くの構造物（建物・電線・植栽帯）との関係や、樹種ごとの特徴も理解して選ぶ必要があります。
- 道路用地を活用した緑化
  - ・道路用地の空きスペースを活用し、グリーンインフラとして効果のある雨庭（レインガーデン）や、みどりのある休憩スポット等を整備します。
  - ・透水性舗装や雨水貯留・浸透施設の設置を進め、雨水の地中浸透に努めます。



道路用地空きスペース緑化のイメージ

## 2) 椅子のあるまちづくりの推進

公園や道沿いに個性あふれる椅子を置いて、語らいや休息の場としての空間を提供し、まち全体を公園という感覚でとらえ、魅力的な歩行者空間づくりを住民の協力のもと進めてきました。今後はその維持管理に努めます。

<主な取り組み>

- 椅子のあるまちづくりの推進と維持管理
  - ・椅子設置のための寄付金の募集と毎年のメンテナンスを継続します。



公園の通路脇で利用されている椅子

#### (4) 公共施設緑化の推進

- 平成30年度（2018年度）に策定した「清瀬市公共施設のみどりの管理方針」において、樹木の植栽、維持管理、更新などについて市の考え方をまとめており、各公共施設はそれに沿って緑化やみどりの維持管理を行います。
- ヒートアイランド対策のほか、子供たちへの教育効果、地域コミュニケーションの形成を促すために、市内小中学校では校庭の芝生化を進め、14校のうち10校（一部芝生化も含む）で実施しました。
- 学校ごとに植栽のタイプが異なりますが、共通課題として挙げられるのが、児童・生徒の安全確保を第一に、高木は境界や構造物から十分な距離を空けて植えるか、管理のしやすい中低木に植え替える必要があるということです。特に、境界付近の並木は本数が多く、越境枝を繰り返し剪定されたため生育状況が悪いものが多いため、間隔が狭い部分は間引いて、本数整理や樹種を変更していく必要があります。
- 残していきたい木は、不要枝や、支障になりそうな枝を大きくなる前に剪定したり、競合する木の伐採を定期的に行う必要があります。

#### 1) 公共施設のみどりの適正な維持管理

---

##### ①市内小・中学校のみどりの育成と活用

教育の場となる市内小・中学校のみどりを育成し、みどりと親しむための教材としてのみどりの活用を図ります。

<主な取り組み>

##### ●学校のみどりの育成

- 学校にはサクラ、イチョウ、ヒマラヤスギなどの高木が、隣地との境界付近に植えられていたり、狭い間隔で並木になっているものが多く見られます。植えられた場所によっては、強剪定を繰り返して木を弱らせることになるので、伐採して中低木への更新を進めるなど、持続可能なみどりの育成を進めます。

##### ●芝生化した校庭の維持管理

- これまでに校庭を芝生化した学校では、芝生の維持管理に努め、教育への活用を図ります。

##### ②公共施設の緑化

公共施設の整備の際に緑化を推進し、みどりのまちづくりを先導的に進め、適切な管理を行っていきます。

<主な取り組み>

##### ●公共施設の再整備に伴う緑化推進と適切な維持管理

- 市役所の新庁舎建設の際には、みどり豊かな公開空地を設けるとともにプロムナードを形成していきます。

##### ●花のあるまちづくり事業の継続

- 「東京清瀬市みつばちプロジェクト」では、けやき通りの植栽帯にミツバチの蜜源となるクローバーやツツジを植栽しています。今後、その範囲を拡大していきます。

★コラム

＜東京清瀬市みつばちプロジェクト＞

平成 26 年度（2014 年度）から始まった「東京清瀬市みつばちプロジェクト」は、みつばちの餌となる蜜源植物を道路などの公共施設に植栽するほか、市民への苗木配布を通じて住宅緑化も推進しています。とれた清瀬産はちみつにより清瀬の豊かな自然を味覚で届けることによって、みどりの保全とともに、清瀬の魅力をより身近に感じてもらうための取組みです。平成 30 年度（2018 年度）から市内事業者とのコラボレーションが始まり、「Kiyohachi」が、洋菓子や化粧品として商品化されました。

また、令和 2 年度（2020 年度）からはシティプロモーションの一環としてもさらに注力しており、都内百貨店が販売するジェラートに採用されて完売するほど好評で、広がりを見せているプロジェクトです。



はちみつ「きよはち」



「きよはち」を使用した  
はちみつチーズジェラート

## 2) 雨水の地下浸透の推進

公共施設の敷地で集水桝の浸透化を進めるほか、浸透トレンチや植栽帯などの設置により、雨水をできるだけ地中に浸透させることに努めます。

## (5) 民有地緑化の推進

民有地の緑化を進めることは、景観の向上、温暖化の緩和、雨水の地中浸透促進などの効果があります。都市緑地法改正等によって様々な制度が創設されており、これらを活用しつつ、幅広く緑化に取り組んでいきます。

### 1) 接道緑化などの推進

みどり豊かな景観づくりに効果的な、住宅地の接道部の緑化を推進します。

＜主な取り組み＞

●接道緑化推進の継続

- ・建築時の緑化指導などにより、生け垣や植え込みが定着しているが、引き続き制度を継続し、接道部の緑化を推進します。
- ・生け垣助成制度（平成 19 年（2007 年）開始）では、これまでに合計 24 件、総延長 187.6mの生け垣の設置を助成しました（令和 3 年（2021 年）1 月現在）。近年では維持管理の手間がかかることなどから申請が減少傾向にあるため、要件や補助額の見直しなどを行い、制度の利用促進を図ります。

●壁面緑化や屋上緑化の誘導

- ・まちなかでみどりを創生するため、壁面緑化や屋上緑化などによる緑化の誘導を推進します。

## 2) 地域ぐるみのみどりのまちづくりの推進

---

地域ぐるみのみどりのまちづくりを推進し、みどりあふれる環境のよい住宅地の形成を図ります。

<主な取り組み>

●みどりのまちづくりの啓発・紹介

- ・自宅で樹木や植栽を育てる市民が、落ち葉掃きや剪定などの適正な管理に取り組みむことを啓発する呼びかけや、効果的な管理方法の紹介に努めます。

●市民緑地認定制度の周知促進

- ・開発などの機会に応じて、市民緑地認定制度の紹介を行っていきます。

●緑地協定導入の検討

- ・都市緑地法の制度である緑地協定の活用による緑化を検討します。

●地区計画制度の活用の検討

- ・都市緑地法に基づく地区計画等緑化率条例制度の活用による緑化を検討します。

## 3) 宅地内の緑化・雨水浸透の推進

---

宅地開発の際の緑化指導により、住宅地の緑化を進めます。また、雨水の宅地内浸透についても適切に指導し、湧水の創生や大雨時の河川への流出抑制に努めます。

<主な取り組み>

●市条例による緑化指導

- ・「清瀬市住環境の整備に関する条例」「清瀬のみどりの環境をつくる条例」にしたがって、敷地面積から建築面積を差し引いた面積の20%相当の緑化指導を継続します。

●開発時の宅地内浸透施設設置と指導

- ・開発申請の際の指導を継続していきます。

●宅地内浸透施設設置の助成制度の推進

- ・宅地内浸透施設設置の助成制度は浸水被害の削減に効果があるので、活用を推進していくため、補助額などを見直しながら制度を継続します。宅地内浸透施設の助成金制度（平成25年（2013年）開始）では、これまで5件の設置を助成しました。（令和3年（2021年）1月現在）

## (6) 農地を守る

都市の農地は、生産の場としてだけではなく、まちなみに潤いや安らぎをもたらす景観保全の役割や、農業体験や食育活動を通じた市民との交流の場としての役割、また近年では災害時の一時避難場所や延焼時の緩和空間としての役割等様々な機能があります。清瀬市の農地が持つ多面的機能の啓発に努め、市民の都市農業・清瀬市農業への理解を深め、農業が持続可能な環境づくりを推進します。

また、市民農園や農業体験農園、各世代に向けた農業体験の場の提供など、農業と触れ合う機会を創生し、清瀬市農業を支える市民の育成に努めます。

### 1) 農地の維持・保全

都市の農地は、農産物の生産の場だけでなく、良好な景観の保全や、災害時の一時避難場所、ゲリラ豪雨の際の保水効果等多面的な機能を有しています。

生産緑地の指定状況は、令和2年(2020年)12月において約164.06haで、全農地約180.74haのうち90.7%を占めています。都市における農地の保全については、自治体で連携し国や都に税制面等の改善について要望してきました。しかし、相続等を契機に生産緑地が解除され、宅地化される状況にあります。今後は、平成29年(2017年)の生産緑地法改正や、平成30年(2018年)の都市農地貸借法の趣旨を踏まえ、生産緑地のより柔軟な利用を進めながら、農地の保全に努めます。

<主な取り組み>

#### ●生産緑地の維持・保全

- ・特定生産緑地の指定推進

市内の農地の9割近くが既に生産緑地に指定されているため、今後は特定生産緑地の指定を推進し、生産緑地を維持していくことが重要となります。

- ・農地保全に向けた制度の活用

都市農地貸借法など、農地保全のための制度を積極的に取り入れ、農業関係者への周知や意見交換を行い、制度の効果的な活用を図ります。

#### ●農地の多面的機能の啓発

- ・農地の持つ防災機能の啓発

都市の農地は、生産基盤としてだけではなく、災害時の一時避難場所や延焼防止等、防災空間としての機能も備わっているほか、豪雨時の洪水を緩和するなど、雨水を地中に浸透させる保水機能があります。このような農地の多面的機能が十分に発揮できるよう、これらの機能に関係する施設の整備や、協定の締結、市民への啓発活動に努めます。

#### ●農地がもたらす潤いのある景観の保全

- ・農ある風景を活用した観光やシティプロモーションの手法の推進

観光と連携した散策ルートの設定や、ひまわりなどの緑肥を活用した農ある風景のシティプロモーションでの活用を通じ、環境や景観の保全における農地の役割への理解促進に努めます。

#### ●田園住居地域の指定の検討

- ・住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、都市計画の住居系用途地域の一類型である田園住居地域に指定することを検討します。

## 2) ふれあい農業の推進

---

市内には市民農園が3園整備されています。また、農家自身が運営する農業体験農園は2園整備されています。

今後は、これまでの取組みを継続するほか市民農園や農業体験農園については計画的な整備を図るとともに、農業の教育的・福祉的機能を活用し、市民と農業がふれあう機会を創生していきます。また、市民農園や農業体験農園以外でも、消費者が気軽に楽しみながら収穫体験できる観光農園などの取組みを推進します。

### <主な取組み>

#### ●農業体験の場の確保

- ・市民農園、農業体験農園の整備

市民農園や農業体験農園は、市民が最も気軽に農業に触れ合える機会であることから、市民ニーズの把握に努め、計画的な整備を進めていきます。

- ・農産物の体験活動の推進

各世代を対象とした体験農業の推進等により地場産農産物とふれあう機会を創生していきます。

#### ●農業の教育的福祉的機能の活用

- ・社会教育との連携

社会教育の中で農業講座への協力や、農家見学会、農ウォーク等を実施し、農家の知識、経験、ノウハウの活用による社会教育活動を推進します。

- ・福祉向上を目的とした農業のふれあいの場づくりの推進

高齢者や障害を持つ方々の生きがいづくりや、健康回復を目的とした農業とのふれあいの場を創生し、ふれあい農業の拡充を目指します。

#### ●農地に親しむきっかけづくり

- ・ひまわりフェスティバル、農業体験、地産地消などの取組みを推進します。

### 3 みどりの維持・管理と利用

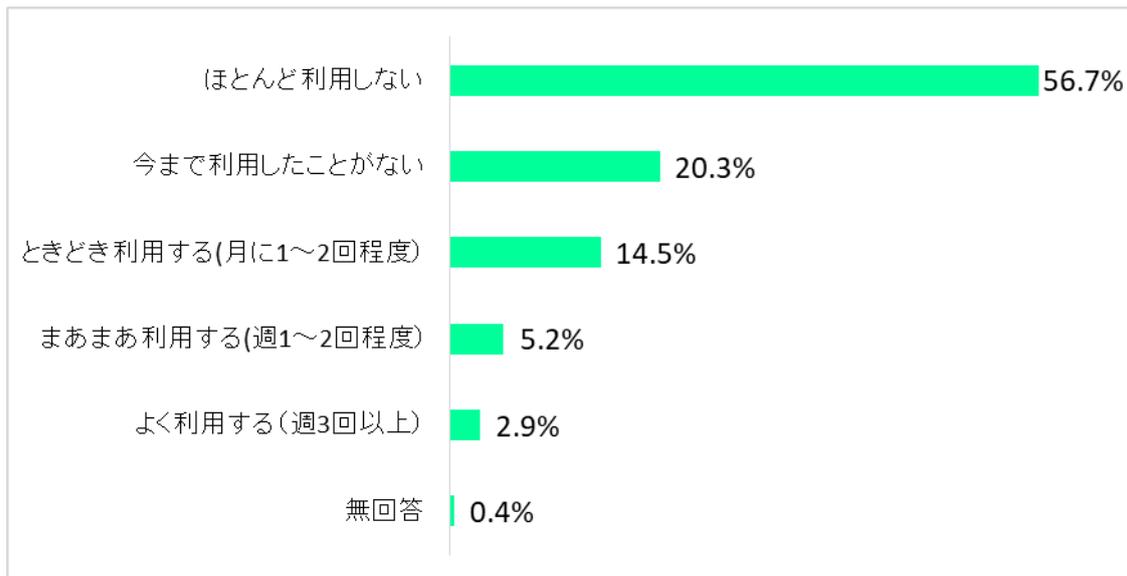
#### (1) 公園の整備と管理

##### ◆公園の基本的な考え方

- ・みどりのネットワークの核となる公園づくりを進めるために、計画的な公園の整備が必要になります。
- ・公園・緑地のグリーンインフラとしての整備・活用を推進します。
- ・市民との協働により、地域のニーズに応じた市民に利用される公園づくりが必要です。そのために、公園・緑地を市民にとって利用しやすいものにしていくことで、市民の共通の「庭」という認識を高め、公園・緑地の市民による主体的な維持・管理の機運を高めていく必要があります。
- ・市民や市外からの来訪者がみどりの環境の中で憩い集える、市のみどりの中心的な拠点となる公園の整備に取り組みます。
- ・規模の大きな公園については、イベントなどでの活用や移動店舗などでの飲食物の提供や物販など、民間との協働を進めながらサービスの拡充を進め、市民満足度の向上と公園の活用を促進します。

##### ◆小さな公園

- ・市内には、小さな公園（ここでは面積 500 m<sup>2</sup>未満の公園）が全体の約 70%あります。これらの多くは、宅地開発の際、転居してくる幼児の遊び場を想定して整備され、市へ寄付いただいたものですが、「狭い」、「子供が大きくなって遊具を使わなくなった」といった理由で、一定期間しか利用されていないのが現状です。そのため、これらの公園の有効活用が求められます。
- ・特に、3,000 m<sup>2</sup>未満の宅地開発では、公園整備は開発面積の 3%に留まり、公園以外の活用に制限がでてしまいます。そのため、公園整備に代えて金銭納付を進め、市で公園緑地を整備していくための基金の積み立てに努めます。

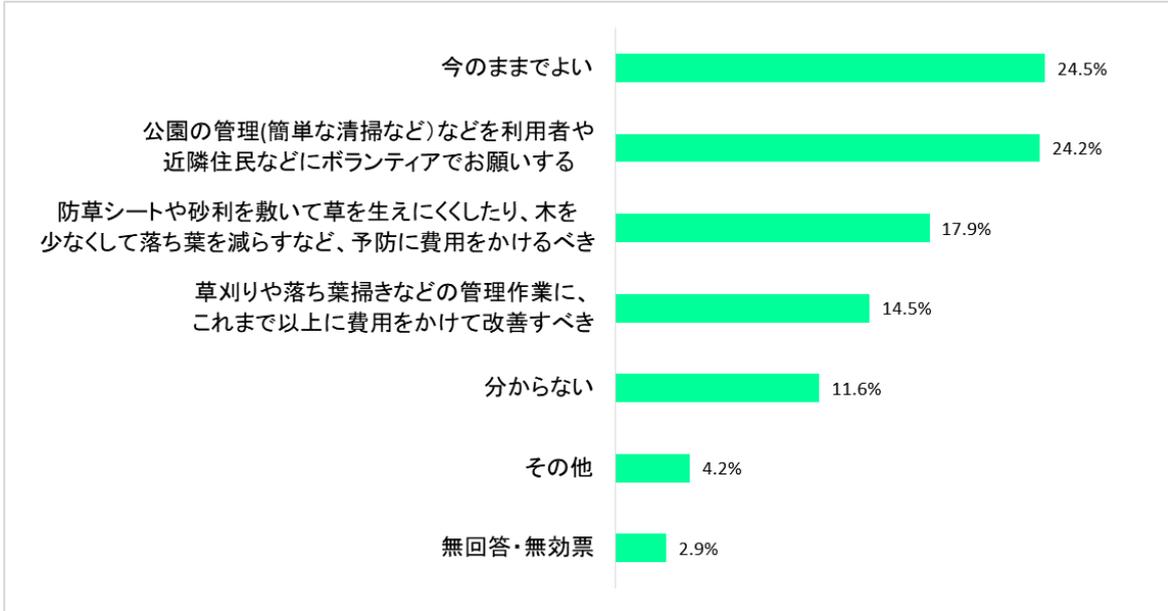


小さな公園の利用状況について

出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

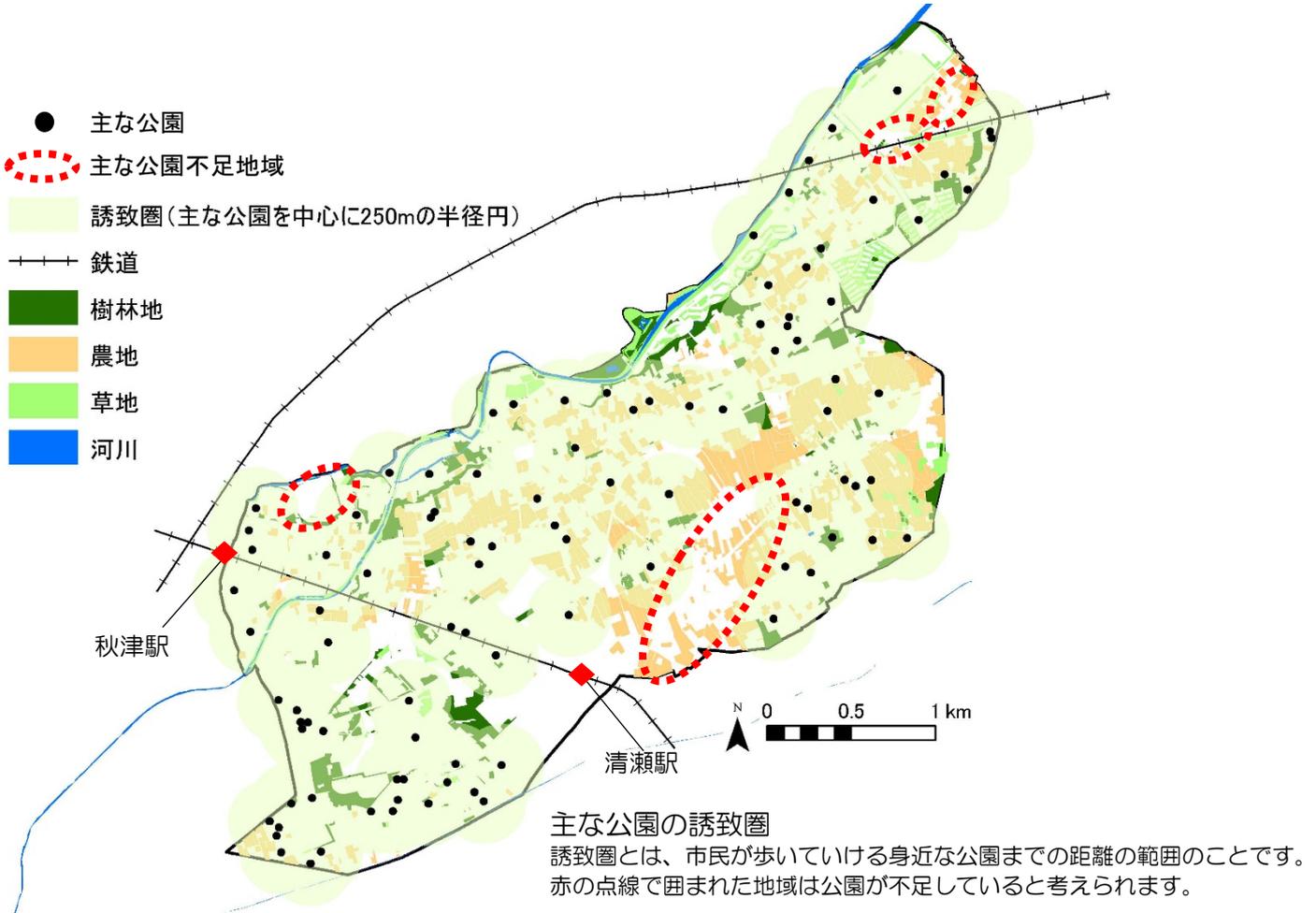
◆公園の管理

市内には大小合わせて公園が138箇所あり、草刈りや落ち葉清掃などの管理作業を1公園につき年4回前後行っています。しかし、雑草の繁茂や落ち葉の時期に作業が集中するため、対応まで時間がかかることもあります。そこで、その防止や迅速な対応に向け、公園の統廃合のほか、防草シートの敷設や適正な樹木管理など、雑草や落ち葉を抑制する取り組みを進めます。



公園の管理（主に清掃）について

出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」



## 1) 計画的な公園・緑地の整備

清瀬市で設置している公園は、138箇所、25.3ha（令和3年（2021年）1月現在）あります。今後は、公園の地域ごとの配置バランスを考慮し、公園不足地域では公園整備を進めます。

<主な取り組み>

### ●公園・緑地の整備

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年（2020年）7月改定 東京都・区市町）」では、令和11年度（2029年度）までの優先整備区域を設定しており、清瀬市では清瀬中央公園（中央公園）16,000㎡を設定し、用地取得など公園整備を進める方針を示しました。さらに、令和2年（2020年）8月にせせらぎ公園用地とする目的で7,200㎡を追加し、用地取得を進めていく方針です。
- ・「緑確保の総合的な方針」（東京都・区市町村）の確保地及び確保候補地についても、財政状況を考慮しながら用地取得に努めます。
- ・公園の誘致圏に含まれていない地域（公園不足地域）では、生産緑地などの取得も視野に入れながら、公園整備に努めます。公園不足地域以外では、個別の状況に応じて判断し、使われない公園の発生を防ぎます。

## 2) 公園の再整備等

利用頻度の低下した公園の機能を別の公園に統合するなど、維持管理費用と市民サービスのバランスを勘案しながら、市民のニーズに対応する公園の再整備に努めます。

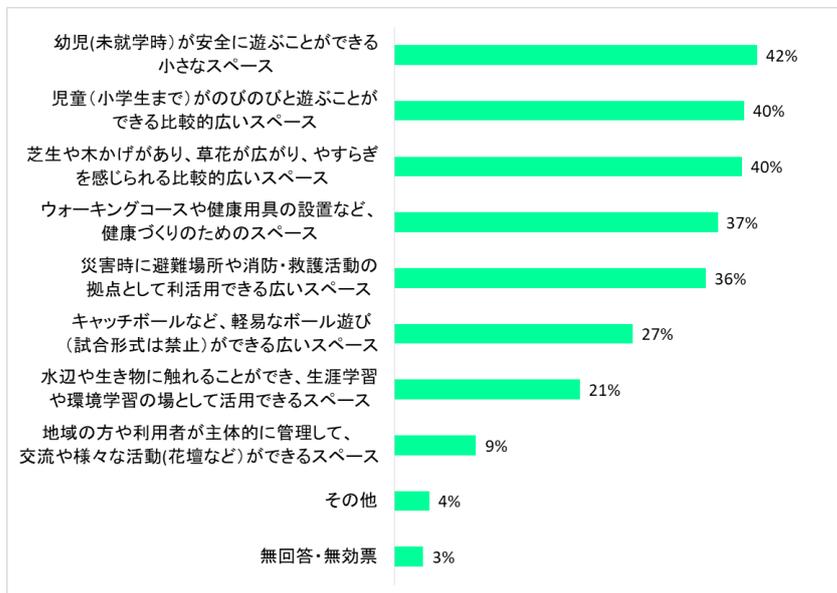
<主な取り組み>

### ●公園の設置方針

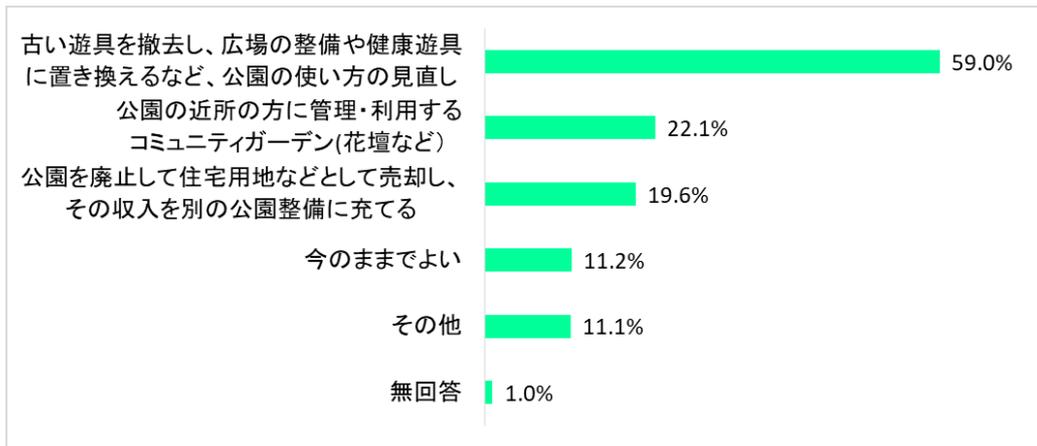
- ・3,000㎡未満の開発の際、公園の不足地域では、これまで通り開発に伴う公園の整備を進めます。それ以外の地域では、小規模公園の増加を防ぐことと、将来的に必要な公園を整備していくために、公園整備に代えて金銭納付とするなど、公園の配置バランスの是正に努めます。

### ●使われていない公園の活用方法の見直し

- ・一定の役割を終えて利用頻度が低下した公園については、市民が関わりやすい公園の再整備や公園用地の売却など、有効活用に向けた検討を進めていきます。
- ・賃料の発生する借地公園等については、利用頻度を考慮して存続を検討します。



公園を活用していくための  
スペースについて  
出典：令和元年度（2019年度）  
「清瀬市のみどりに関する市民  
アンケート」



小さな公園の有効活用について

出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

### 3) 多様な機能の公園づくりの推進

公園施設の整備に当たっては、多様化する運動・健康・体力づくりのニーズに対応するとともに、公園のスペースやみどりの持つ機能を生かして、グリーンインフラとしての活用や、耐震性防火水槽の設置などにより公園の持つ防災機能などの向上に取り組めます。

#### ①すべての人に利用しやすい公園づくり

公園の施設については、障害者や高齢者、子供などのすべての市民に利用しやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）の導入を進め、人にやさしい公園づくりを目指します。

<主な取り組み>

##### ●中央公園の多目的利用の推進

- ・中央公園を隣接する中央図書館まで拡張するとともに、児童館などを整備することにより、子育て支援などのサービスを拡充し、多目的利用を推進します。

##### ●公園施設のユニバーサルデザインの導入

- ・新規公園の場合は法律・条例や関連指針に基づいて設計を行い、既設公園については修繕などのタイミングで見直しを行います。

#### ②多様なレクリエーション需要への対応

今後ますます多様化するレクリエーション需要への対応を図るため、市民のニーズを反映した施設整備を進め、幅広い層の人が利用できる公園づくりに努めます。

<主な取り組み>

##### ●健康推進のための遊具や設備の導入

- ・公園の整備時に、幅広い年齢層が利用できる健康遊具などの導入を推進します。

#### ③グリーンインフラとしての利用

##### ●公園・緑地を利用した雨水対策

- ・公園・緑地整備の際に、できる限り自然地を残したり、木を植えることにより、雨水の流出を防ぎ、地中浸透を図ります。また、冠水の危険がある地域では、公園の広い敷地を生かして雨水貯留・浸透施設の設置に努めます。

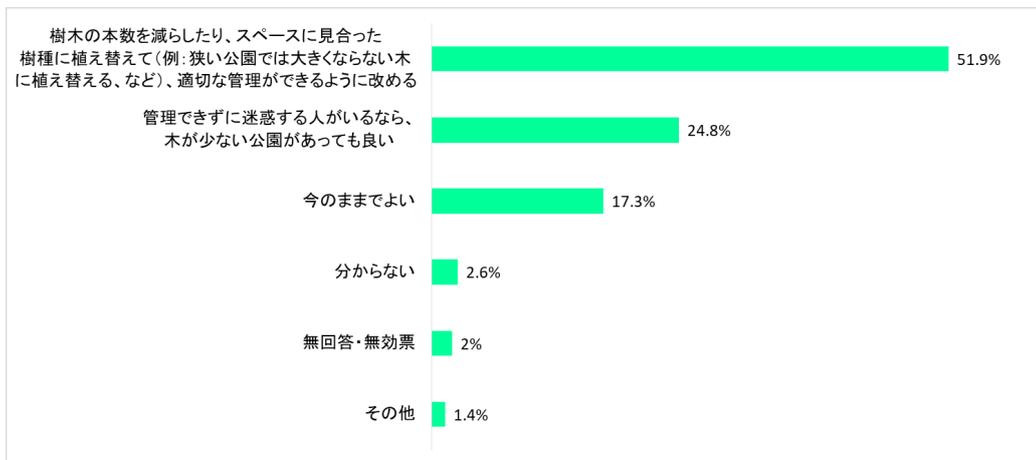
#### 4) 公園の管理・運営

公園・緑地の機能を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、安全で安心して利用を続けられるよう、適正な維持管理に努めます。

##### <主な取り組み>

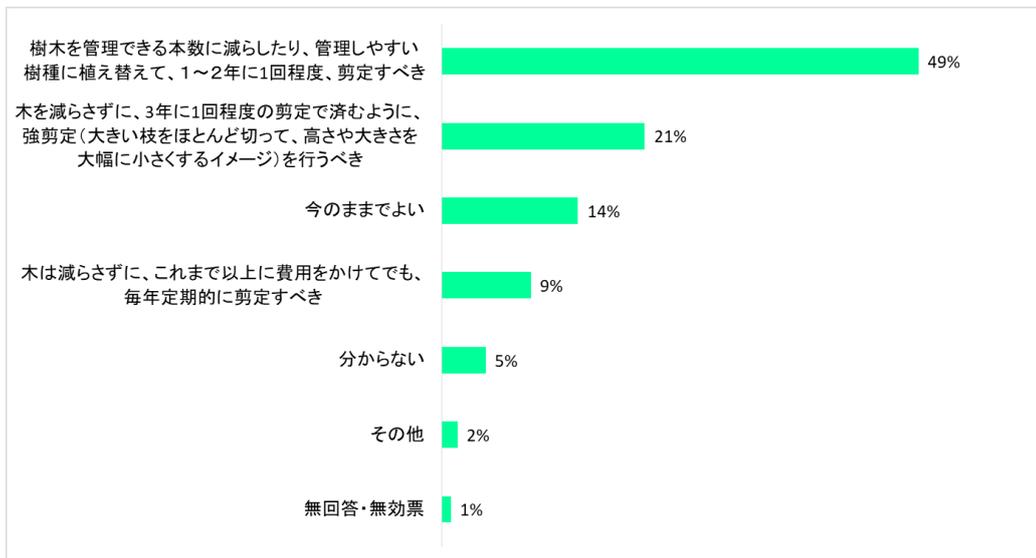
##### ●安全確保に向けた樹木の維持管理

- 公園における樹木の維持管理については、「公共施設のみどりの管理方針」に基づき対応を行います。一例として、全体的に高木・老木化が進んでいることから、剪定などの管理作業のボリュームが増え続けていることが課題になっています。そのため、境界付近や間隔の狭い樹木などについては、大きくなった時の姿、周囲への影響、維持管理にかかるコストを考え、更新を進めます。



公園内の樹木について

出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」



公園内の樹木の剪定（枝の切り方）について

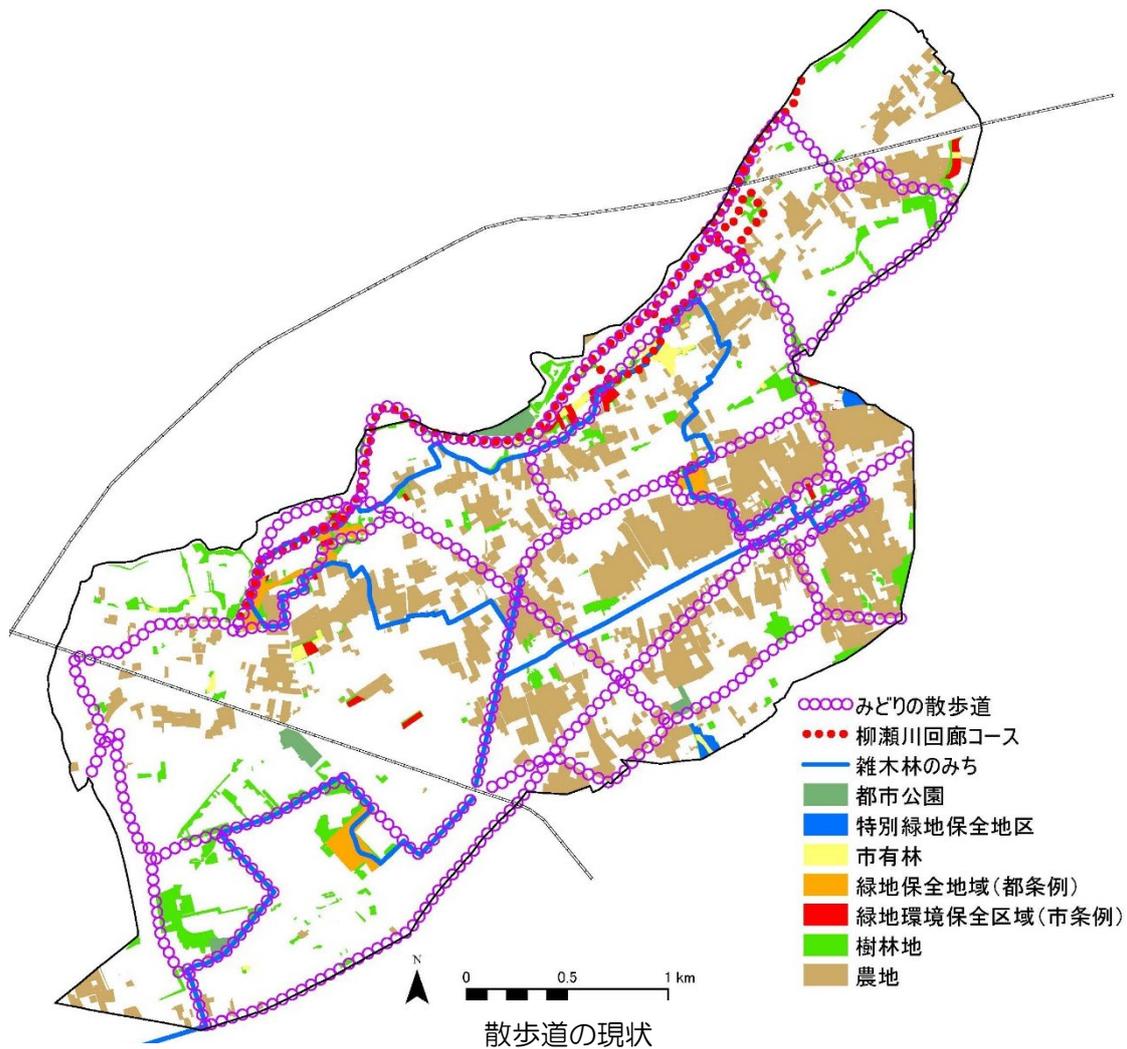
出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

##### ●民間との連携によるサービスの向上

- 公園の魅力及び利用者へのサービスの向上と施設整備・更新を持続するために、指定管理者制度や Park-PFI 制度など民間活力を導入し、公園の活用から生まれた収益を公園の維持管理費用に充てるサイクルの確立を目指します。

(2) みどりの散歩道の整備

「柳瀬川回廊」や「雑木林のみち」などの散歩道を活用し、市民や清瀬市を訪れた人々が安全に市内を散策でき、ポケットパークや遊び場で憩えるみどりの散歩道・遊歩道等の整備を進めます。



<主な取り組み>

- 柳瀬川回廊の再整備とアクセスの充実
  - ・「柳瀬川回廊」には、公園や河川沿いなどに距離表示を設置し、ウォーキングやランニングなど、活用方法の幅を広げます。また、新しいコースを加え、柳瀬川周辺の文化財や自然の魅力の発見や地域への愛着につなげます。
  - ・東村山3・4・17号線（通称「旭ヶ丘通り」）と市役所通りの拡幅や、東村山3・4・15の2号線（清瀬橋から南東方向に延伸）の開通等により、柳瀬川回廊へのアクセスを充実します。

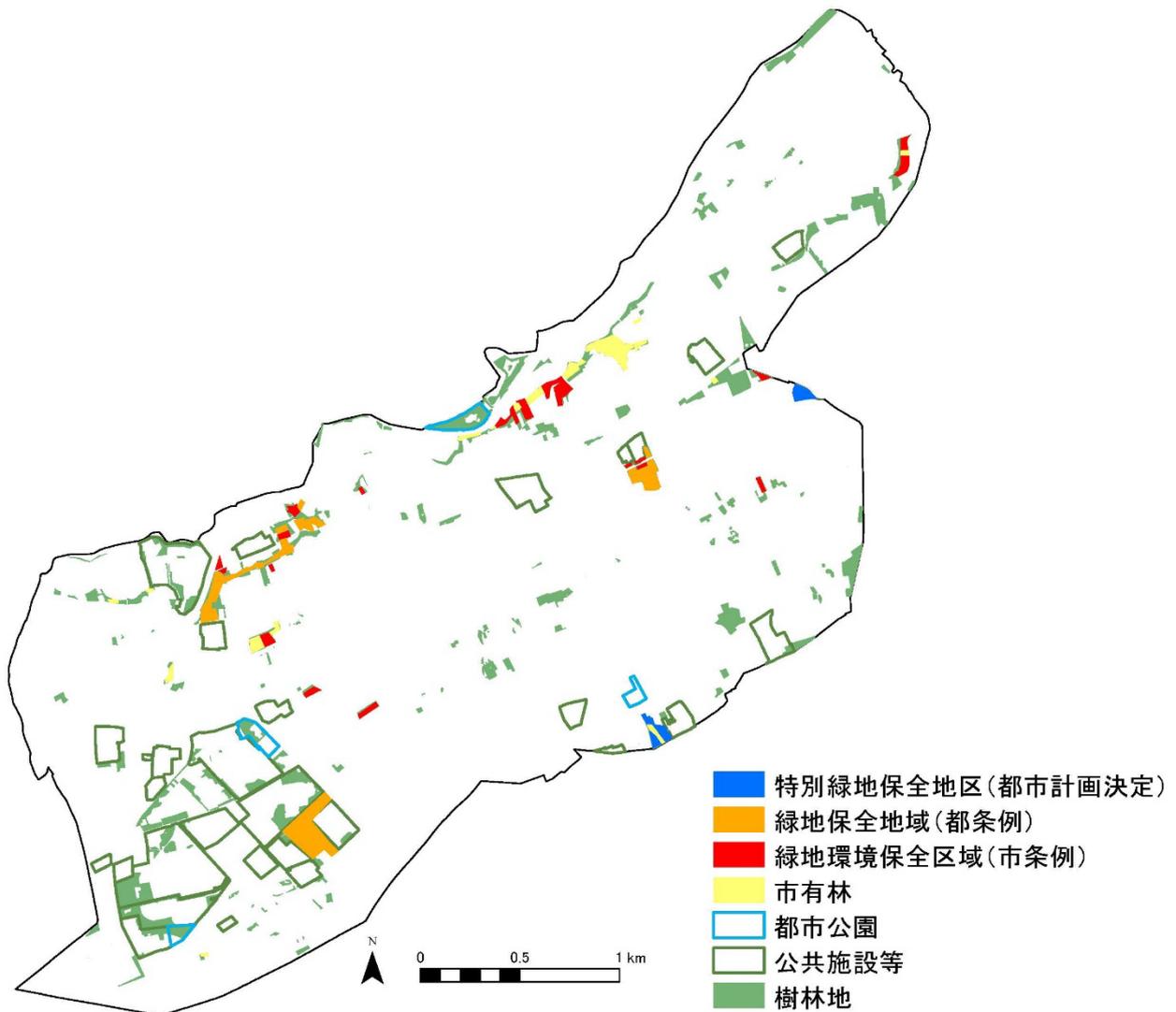
(3) 雑木林を守る

◆法律・条例の制度による保全

- ・清瀬市内の雑木林は、都市計画公園・緑地、特別緑地保全地区、都の緑地保全地域、市の条例による「緑地環境保全区域」の指定により保全されてきました。今後もそれらの制度を活用し、みどりの保全に努める必要があります。

◆雑木林の公有地化とその管理

- ・都市計画公園・緑地、特別緑地保全地区、緑地環境保全区域またはそれらに隣接して貴重な植生を残している緑地は、財政状況を考慮しながら公有地化を進めます。その際、宅地に隣接する部分は越境、落枝、倒木などによる住環境への影響を軽減するため、境界から5m程度の高木は基本的に伐採し、緩衝帯として管理します。
- ・管理不足で荒れ始めた雑木林の若返りと整備のため、平成24年度（2012年度）から萌芽更新に着手しました。最初に着手した下清戸道東特別緑地保全地区では、みどりの環境保全審議会の委員の協力のもと、毎年、植生調査を実施しています。1年で約1m生長している木々によって若々しい林が復活し、姿を消した植生の回復も見られています。今後は、これまでの成果を活かして萌芽更新を進めていく必要があります。



雑木林の分布とその保全状況

## 1) 雑木林等の保全

---

市内の保全すべき雑木林等について、保全管理の方針や計画を策定します。また、現在、条例等により指定をし、保全等の協力要請を行っている雑木林については、今後も引き続き協力要請をしていきます。

### <主な取り組み>

#### ●緑地ごとの保全・管理計画の策定（以下は計画の例）

- ・緑地の植生を保全し、適切に管理していくため、15～20年おきに皆伐
- ・健全な樹木で構成された明るい雑木林とするため、間隔の狭い樹木や競争関係で劣勢になった樹木を間伐

※計画を策定する際は、緑地の地形、植生、位置などを考慮し、特に萌芽更新を計画する場合は、皆伐作業・モヤ分け（生かす樹木を見極め、不要な樹木を伐採する作業）・下草刈りなど、その後の経費、作業工数、知識まで必要なことに留意します。

※動物、野鳥の餌場やすみかとなる林や管理が難しい崖線林は、手を加えることによって悪影響を及ぼす可能性があるため、現状を慎重に調査した上で作業内容を検討します。

#### ●特別緑地保全地区等の公有化

- ・既存の公有緑地に隣接する緑地の公有化を図ります。

#### ●緑地環境保全区域への指定

- ・緑地環境保全区域に指定し、助成金交付による保全を継続します。

## 2) 維持管理への参加機会の充実

---

市民との協働により、「清瀬市みどりのサポーター」など市民がボランティアとして参加しやすいシステムを充実していきます。

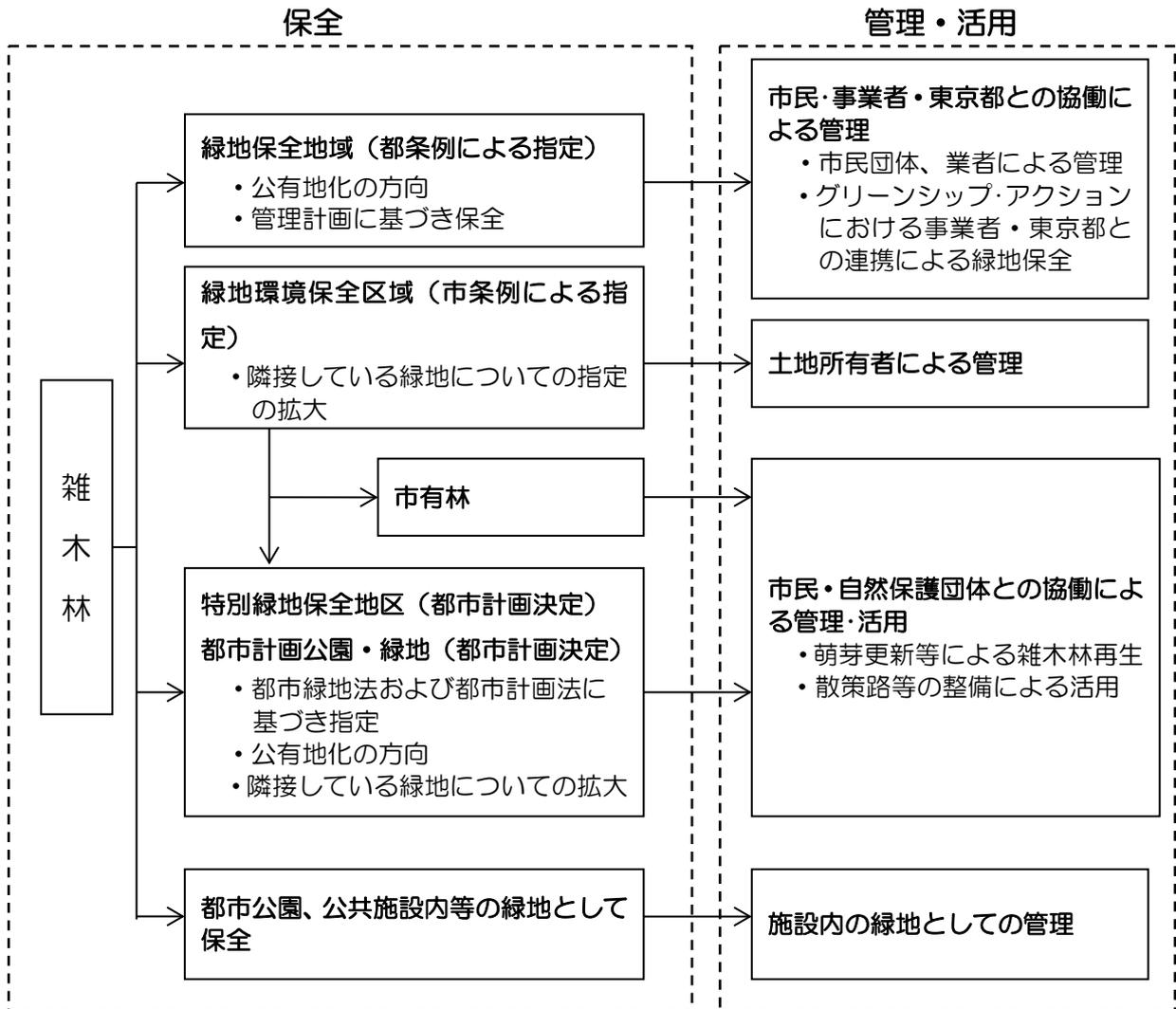
### <主な取り組み>

#### ●市民参加による雑木林の維持管理のためのマニュアル作成

- ・萌芽更新のための皆伐後の樹木の育成・調査を行い、データを蓄積し、それに基づき、雑木林の維持管理のためのマニュアルを作成していきます。

#### ●市民が関わりやすい自然とのふれあいの機会の創生

- ・「(仮称)花のある公園」等での自然学習・活動などを通じて、自然に興味をもつための取組みを推進します。
- ・資源循環への取組みや萌芽更新のPRの一環として、伐採木の配布（まき材・シイタケのホダ木）を継続します。



雑木林の保全及び管理・活用の考え方

#### (4) 屋敷林を守る

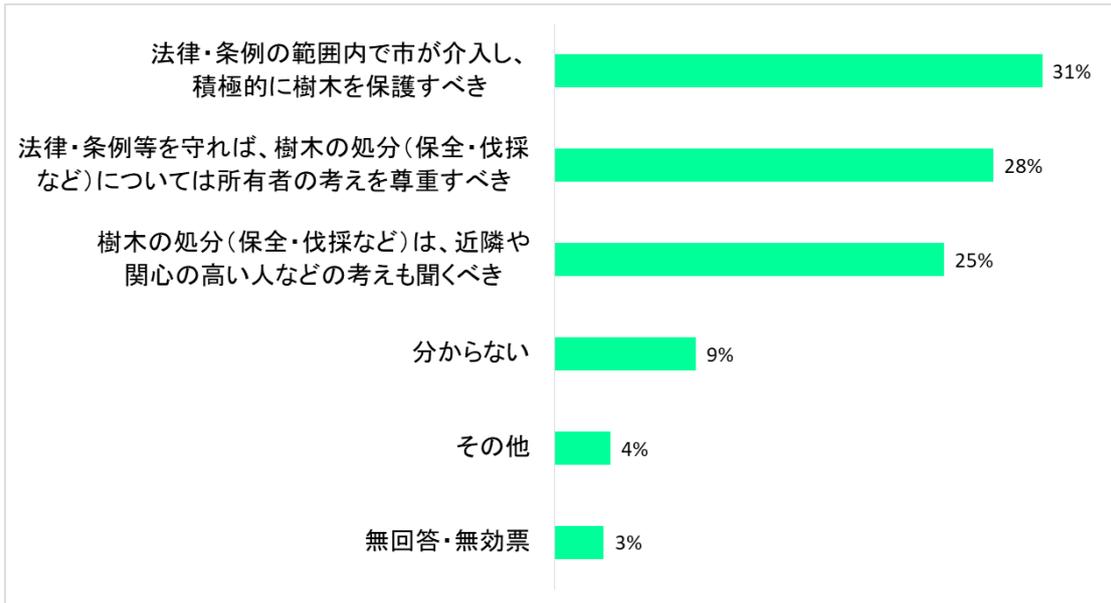
清瀬市内の志木街道沿いには、広く農地が分布しており、志木街道沿いの屋敷林と、その背後の農地が東西に連なる清瀬独特の郷土景観が今も残っています。この屋敷林は、歴史遺産としてのみどりでもあります。

屋敷林は、これまで、条例による緑地環境保全区域や屋敷林内の樹木を保存樹木に指定することで減少を抑制してきました。しかし、昔とは異なり、利用価値の低くなった屋敷林を維持するコストは高く、管理放棄されているものが多い状況です。さらに、管理放棄された林は近隣とのトラブルに発展することもあります。また、相続税の支払いのために売却することは免れません。これらの課題と共存していくため、これまでの維持管理への協力体制の見直しを進めます。

屋敷林は、条例による緑地環境保全区域や保存樹木の指定や地権者の負担の少ない市民緑地認定制度などの導入により保全を促進します。

<主な取り組み>

- 緑地環境保全区域や保存樹木の指定の推進と助成方法の見直し
  - ・緑地環境保全区域や保存樹木の指定を推進し、保存樹木については他自治体の助成方法を調査し、より効果的な助成制度を推進します。
- 市民緑地認定制度の検討
  - ・公園のようなオープンスペースとして公開することによって固定資産税等の軽減などの支援が受けられるため、所有者の負担軽減を図りつつ、市のみどりを維持する制度として市民に周知し、導入を検討していきます。



私有地にある樹木について

出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

(5) みどりのまちづくりへの市民協働の推進

市民にとってみどりの満足度の高い都市にしていくには、行政の取組みだけでは限界があります。そこで、市民の主体的な活動を地域の課題解決に生かすことのできる、市民との協働によるみどりのまちづくりを推進します。また、公園緑地や街路樹で発生した木材を利用して、ウッドチップ、コースターなどに加工・販売したものを市民が活用する、みどりの循環を実践していきます。

1) 市民参加のしくみづくり

市民により親しまれ、地域への愛着をさらに深めることができるように、計画の段階から維持管理まで市民の手による公園づくりを実践し、市民参加による公園整備を推進します。また、自然保護レンジャー・みどりのサポーター制度を利用し、市及び会員相互の情報交換を行い、課題の共有や活動の活性化に努めます。

<主な取り組み>

- 市民参加による地域に密着した公園づくり
  - ・地域に密着した公園については、地域の人々が集い、地域コミュニティの育成を図るためにも、「(仮称)花のある公園」の開園にあたっては、市民による施設の管理運営を視野に入れた公園づくりを進めます。

●自然保護レンジャー制度・みどりのサポーター制度の推進

- ・本計画の施策によってみどりへの関心を高め、みどりの保全を目的とする市民参加のしくみの一つであるレンジャー・サポーターの登録者を増やし、活動の活性化を図ります。
- ・「自然観察会」「文化財探訪」など、市民参加のきっかけとなるようなイベントを推進します。

## 2) みどりのPRの強化

---

「清瀬の名木・巨木百選」「清瀬の野鳥」「清瀬の植物」などの刊行物によるみどりのPRを行います。

＜主な取り組み＞

●みどりの情報提供

- ・市内のみどりを紹介する刊行物などを通じて、地域の特徴的な植生への理解や愛着を育みます。
- ・ホームページ・SNSなどを通じて、みどりの情報発信を行います。

## (6) みどりの体制づくり

市では雑木林を次世代に引き継ぐべき財産として、公有地化等を行うために、緑地保全基金を設立し、自然保護団体による募金活動や寄付金を積み立て、公園・緑地用地の購入などに活用しています。

また、清瀬市みどりの環境をつくる条例に基づき、みどりの保全及び創生に関する施策について必要な事項を調査及び審議するため、清瀬市みどりの環境保全審議会を設置しており、諮問への答申の他、萌芽更新後の雑木林づくりへの提案なども行ってきました。

今後も、これらの体制を維持し、みどりを次世代に引き継いでいくための取組みを推進します。

## 1) 財源の充実と活用

---

みどりの保護・育成や緑化推進のために「清瀬市緑地保全基金」の充実に努め、雑木林の公有化や緑地の保全・育成などへの活用を図ります。また、緑化基金を充実するためのPRに努めます。

＜主な取り組み＞

●緑地保全基金の充実と活用

- ・公共施設の維持管理で発生した木材の再利用品（ウッドチップ・年輪プレート）、果実（柿・銀杏）の売上を緑地保全基金へ積立てていきます。
- ・みつばちプロジェクト（61頁コラム）などの取組みを通じて、緑地保全基金の充実のためのPRを推進します。

●多摩産材等の利用推進

- ・公共施設等の整備において、貴重な財産である森林の保全と森林環境譲与税の有効活用のために、多摩産材をはじめとする国産木材の利用を推進します。

★コラム

＜みどりの循環＞ 公園や道路で発生した木材の活用

公園や街路などの公共施設の樹木を剪定・伐採した際、発生した木材を粉砕してウッドチップにしたり、テーブルコースターや箸置きなどの木工品に加工しています。この取組みによって廃棄される木材は減っており、加工された製品は市民からも好評で有効に利用されています。また、その売上は将来的に緑地などの購入に充てる緑地保全基金に積み立てられ、清瀬市ならではのみのりの循環ができています。



伐採した木で作ったコースター



剪定した枝で作った箸置き

2) みどりの環境保全審議会

有識者、自然保護団体の代表者、市民から構成され、専門知識・市民目線を持ち、地域特性に精通する清瀬市みどりの環境保全審議会とともに、引き続きみどりに関する課題に取り組み、みどりの創生と保全を推進していきます。

＜主な取り組み＞

●雑木林の再生

- ・平成24年度（2012年度）に着手した下清戸道東特別緑地保全地区では、みどりの環境保全審議会の委員の協力のもと、若々しい林が復活し、姿を消した植生の回復も見られ、今後も、これまでの成果を活かして萌芽更新を進めていきます。

●みどりを保全するための制度の見直し

- ・減少している保存樹木への助成方法を見直すため、他自治体の状況を調査し、より効果的な制度を目指します。

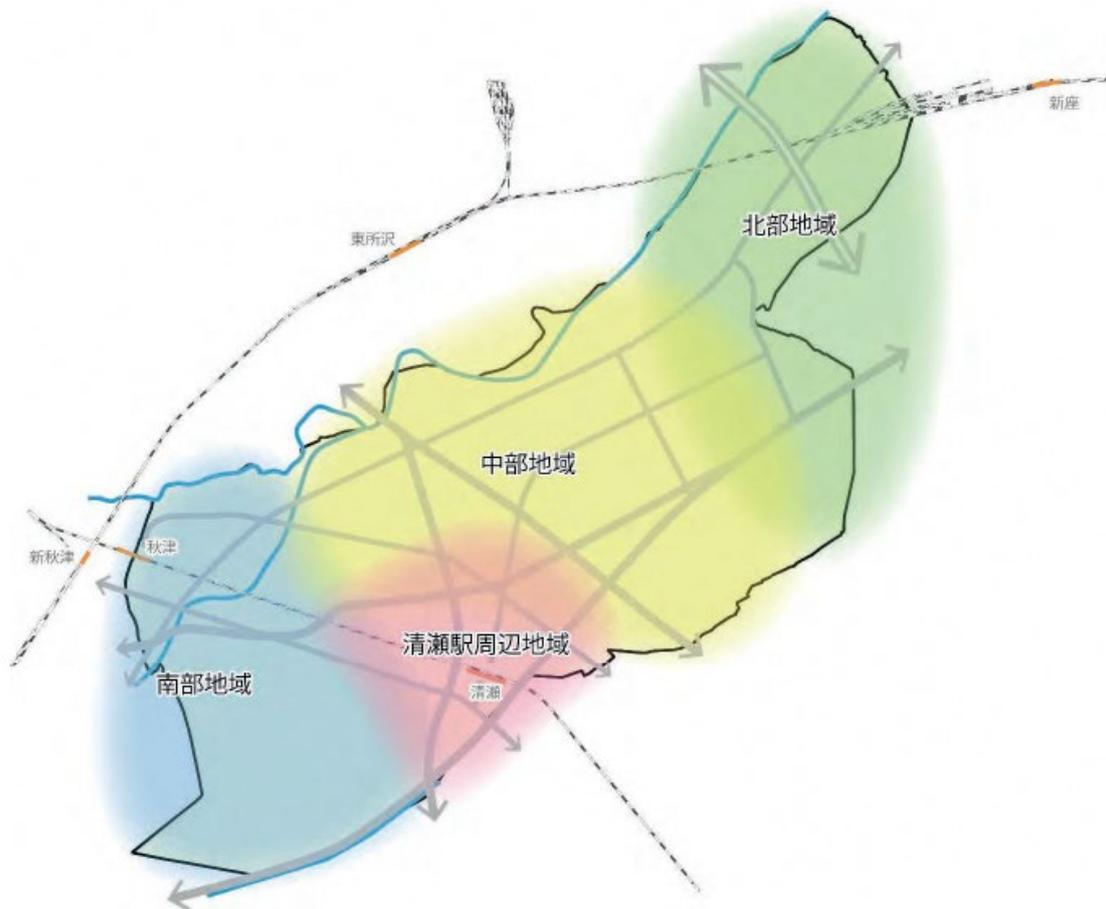


## 第5章 地域別の方針

### 1 地域区分

この章では、清瀬市を大きく4つの地区に分け、ここまでの基本方針などに基づいて、より具体的の方針を定めます。

地域区分は、上位計画である「都市計画マスタープラン」と統一し、市街地の形成と市民の生活行動が駅を中心としていることや、土地利用などの地域特性を考慮して決められており、清瀬駅周辺地域を本市における中心市街地と位置づけ、現行の3地区から清瀬駅周辺地域をひとつの地域として独立させ、4地区に区分しています。



清瀬市の地域区分

※隣り合う地域の区分は、清瀬市都市計画マスタープランと同様にまちの連続性を踏まえ、町丁目といった区分で明確に分けるのではなく、緩やかな区分としています。ただし、本計画では町丁目別の緑被率を分かりやすくするために「地域の主な町丁目」を示しており、地域別の方針もその町丁目に沿って記載しているため、前述の都市計画マスタープランと地域区分が異なるものがあります。

## 2 地域別のみどりの方針

### 2-1 清瀬駅周辺地域

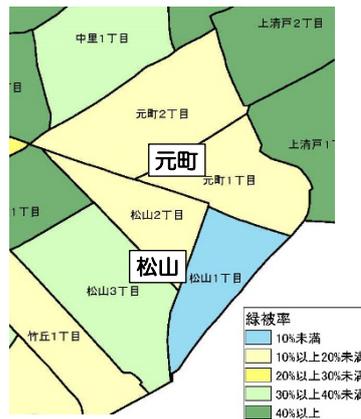
#### (1) 現況と課題

##### 1) 地域概況

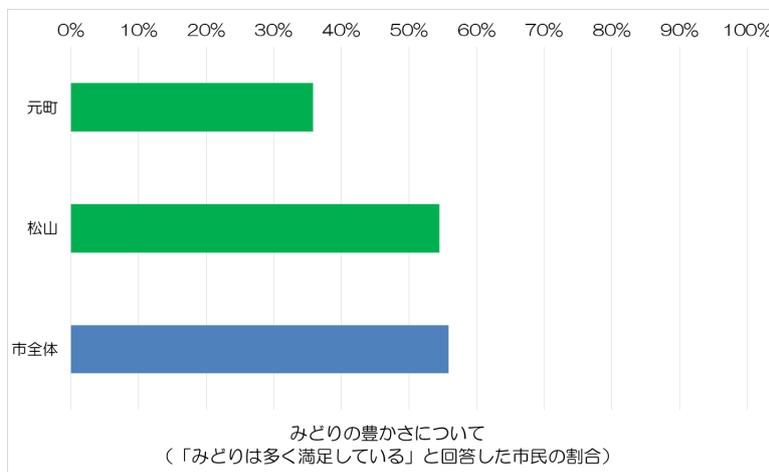
- ・ 清瀬駅周辺地域は、市域の南に位置し、埼玉県新座市に隣接しています。
- ・ 地域の中央を西武池袋線が通過しており、清瀬駅が立地しています。
- ・ 清瀬駅周辺は、市のにぎわいの中心であり、市内外を結ぶバス路線の起点になっています。
- ・ 清瀬駅の北側は駅前広場や商業ビルが整備され、商業施設などが集積しています。
- ・ 清瀬駅の南側は、小規模な店舗が立地する商業地となっており、駅前から南に延びる「南口ふれあいど〜り」や小金井街道沿いに商店街が形成されています。
- ・ 清瀬けやきホールや生涯学習センターなど、市民の交流の場となる公共施設が立地しています。

##### 2) みどりの概況

● 駅周辺地域の主な町丁目別の緑被率	
元町1丁目	10.6%
元町2丁目	18.8%
松山1丁目	7.6%
松山2丁目	10.0%
松山3丁目	33.0%
(市平均)	36.9%



- ・ けやき通りには、「キョセ ケヤキロードギャラリー」が整備されており、周辺の農地と調和した良好な景観を形成しています。
- ・ 清瀬駅周辺地域は、おおむね元町と松山から構成され、みどりの満足度は、元町が市の平均を大きく下回っています。



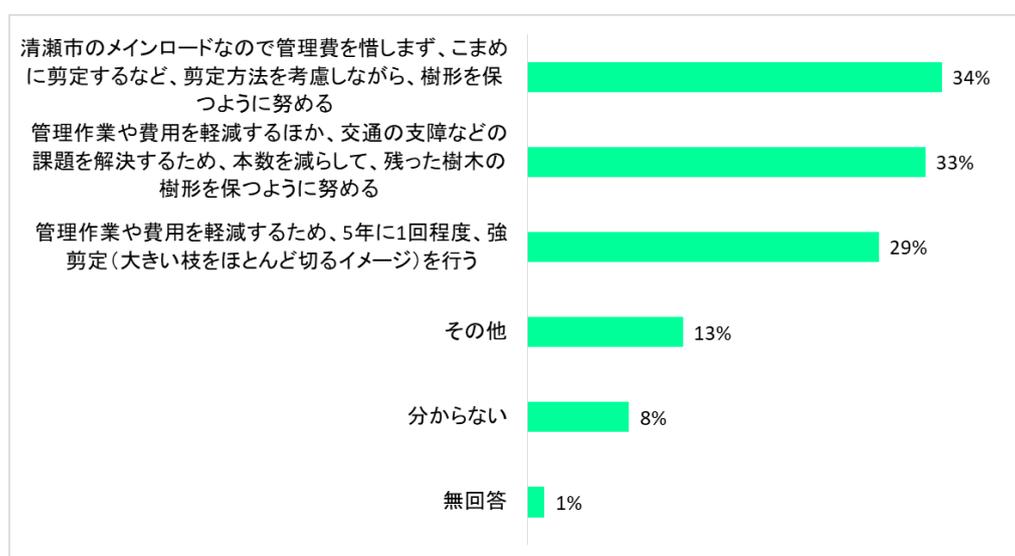
出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

### 3) 課題

- ・ けやき通りの景観維持
- ・ 生け垣等の接道緑化の推進や街路植栽の充実
- ・ 清瀬駅駅前の緑化推進と雨水浸透促進

### (2) みどりの方針

- ◆本市のシンボルロードとなっているけやき通りの適切な管理・保全を図ります。
  - ・ 高木・老木化した街路樹の更新・剪定など
  - ・ 蜜源植物の植栽によるみつばちプロジェクトの推進



出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

- ◆まちなかでみどりを創生するため、壁面緑化や屋上緑化などによる緑化の誘導を検討します。
- ◆清瀬駅北口については、駅前のみどりの空間を保全しつつ、地区計画を運用しながら市の玄関口にふさわしいまち並の形成を図ります。また、清瀬駅南口については、駅前交通広場の整備などに合わせて、みどりの創生を図ります。いずれにおいても、植樹帯や雨庭などを利用して、雨水の地中浸透を促進していきます。
  - ・ 花のあるまちづくり事業の展開
  - ・ 清瀬駅北口ロータリーの植樹帯更新と雨庭などによる雨水浸透の促進
  - ・ 清瀬駅南口駅前広場の整備に伴うみどりの創生

◆けやき通りの街路樹の管理<「清瀬市公共施設のみどりの管理方針」から>

《短期的な方針》本数整理

木は、大きくなると管理費やリスクが大きくなる。剪定などの管理作業にかかる費用は半永久的にかかり続けるものなので、経費をかけず、かつ確実な管理をするためには、本数整理を計画的に行い、集中的に考えていく必要がある。

けやき通りは、現在およそ300本のケヤキがある。道路の延長に対して本数が多いため、現在の2本に1本程度の割合で間隔を空けられるように、伐採するケヤキを選ぶ。選定の順位は、以下のポイントを基準とする。

- ① 倒木や枯れの恐れがある危険木。
- ② 歩行者・運転者の目線から、「安全確保・危険回避」で問題のある木。例えば…
  - ・信号や交通標識の手前やカーブ途中のケヤキは、枝や葉の繁茂により、視界を遮る危険
  - ・カーブの途中やT字路では、ケヤキの幹自体が死角になり見通しが悪いこのような問題がある場所では、信号や交差点付近のケヤキは枝が伸ばせず、T字路付近で幹が死角になるケヤキも、伐採しない限りは課題として残ってしまうため、重点的に減らし、通常よりも間隔が空くようにして、見通しの改善を図る。
- ③ 枝への日光を確保して健全化し、落枝や倒木を防ぐために、ケヤキ同士の間隔が狭い箇所。隣り合ったケヤキの枝が重なっている所では、今後も繰り返すことになるので、いずれかを伐採する。

※同じ順位のもは、個々の腐朽の進行や樹形といった健康度、枝分かれの位置（低いと枝分かれが増える）、歩道の根上がりなどを参考に、優劣を決める。

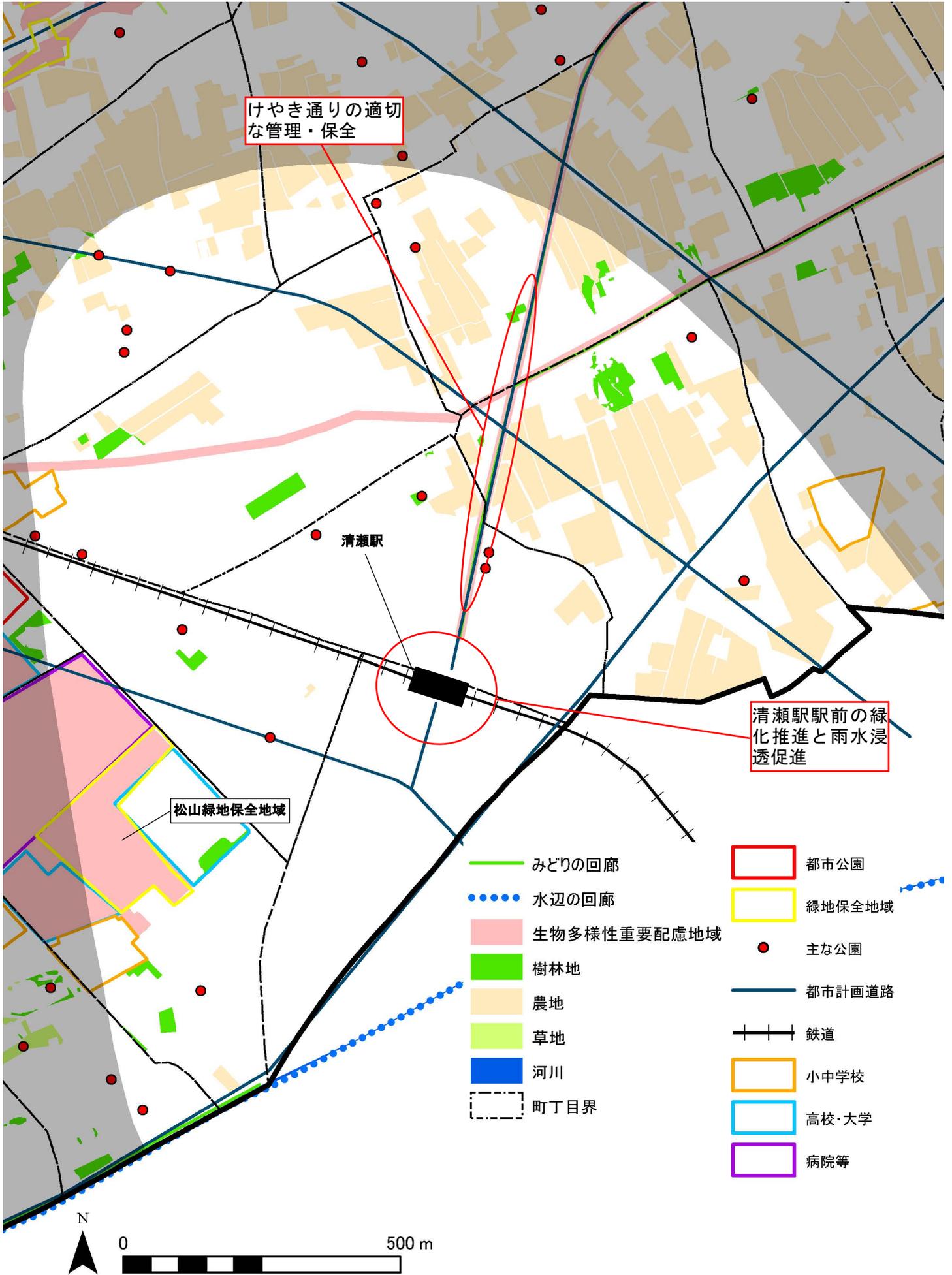
《長期的な方針》樹種変更の検討

一定年数が経つと、樹木の管理コストやリスクは増える。特に、ケヤキはどんどん大きくなる。根は植栽マスからはみ出し、利用者や近隣から落ち葉の苦情も多い。大きな費用をかけて「枝を落とす」という非生産的な作業を今後も続けていくよりも、樹種変更を検討する。

その際、既存のケヤキの安全管理と並行して、市民と時間をかけて協議を行い、ケヤキの伐採や新しい樹種の選び方など、合意形成を進める。

《街路樹の設計》

現在のけやき通りの反省を生かし、間隔・高さ・他の構造物（建物や電線、植樹帯の大きさ）との関係、といった項目を整理し、ある程度樹種を絞った上で、『これを楽しみたい、大事にしたい』という意思を関係者と共有し、デメリットも把握したうえで合意形成を進め、樹種を選ぶ。



けやき通りの適切な  
管理・保全

清瀬駅

松山緑地保全地域

清瀬駅前での緑化推進と雨水浸透促進

- みどりの回廊
- 水辺の回廊
- 生物多様性重要配慮地域
- 樹林地
- 農地
- 草地
- 河川
- 町丁目界
- 都市公園
- 緑地保全地域
- 主な公園
- 都市計画道路
- 鉄道
- 小中学校
- 高校・大学
- 病院等



清瀬駅周辺地域

2-2 南部地域

(1) 現況と課題

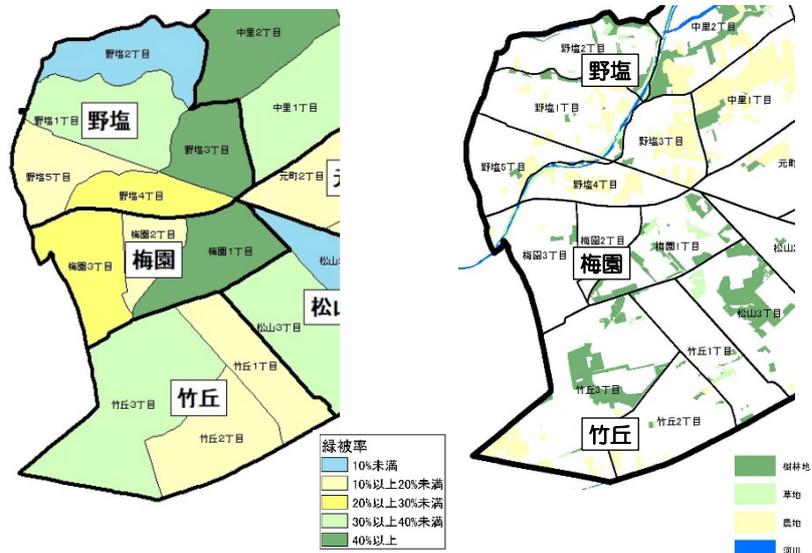
1) 地域概況

- ・南部地域は、市域の南西部に位置し、東村山市、東久留米市、埼玉県所沢市と接しています。
- ・地域の中心を西武池袋線が通過しており、地域の北側には、東村山市、埼玉県所沢市との境界部にまたがって秋津駅が立地しています。
- ・3つの大学のほか、清瀬高校も立地するなど、教育施設が多く立地しています。
- ・地域の南側には、国立病院機構東京病院、複十字病院、結核研究所、日本BCG研究所などの大規模な医療・社会福祉施設・医療系研究施設が集積しています。

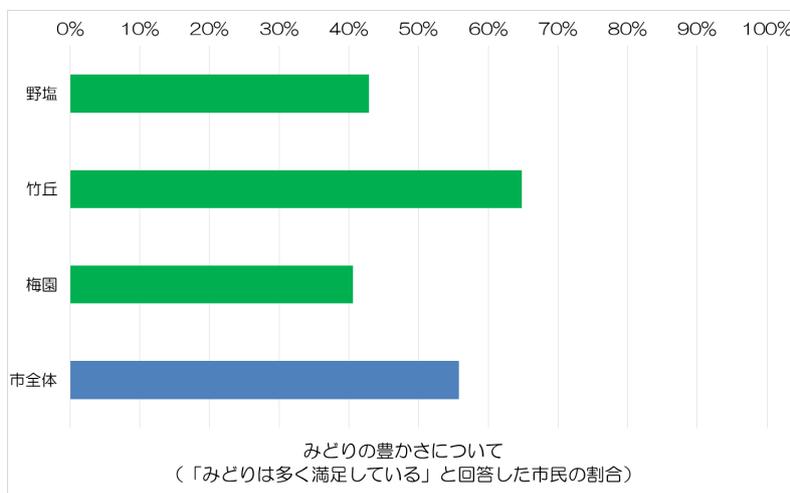
2) みどりの概況

●南部地域の主な町丁目別の緑被率

野塩1丁目	33.7%
野塩2丁目	9.2%
野塩3丁目	43.6%
野塩4丁目	24.6%
野塩5丁目	15.1%
竹丘1丁目	17.0%
竹丘2丁目	16.1%
竹丘3丁目	34.0%
梅園1丁目	44.6%
梅園2丁目	11.6%
梅園3丁目	24.7%
(市平均)	36.9%



- ・竹丘公園など比較的規模の大きな公園があります。
- ・柳瀬川、空堀川などの河川があるほか、松山緑地保全地域やアカマツを中心とした特徴ある雑木林などみどりの資源が豊富な地域です。
- ・南部地域は、おおむね野塩、竹丘、梅園から構成されており、みどりの満足度は、竹丘が市の平均を上回っています。



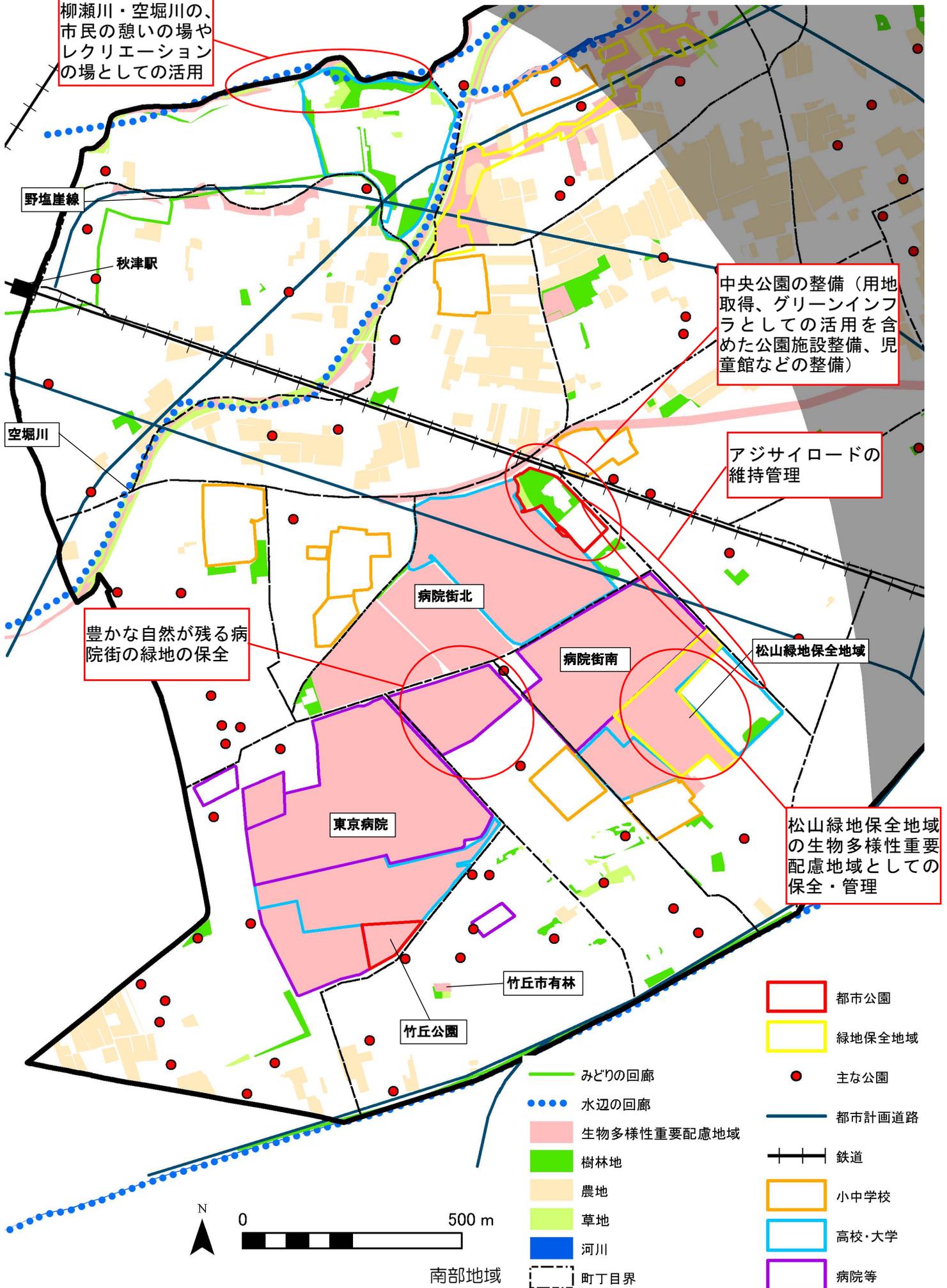
出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

### 3) 課題

- 空堀川の水辺の環境、雑木林の維持とその活用
- 豊かな自然が残る病院街の緑地の保全
- 中央公園の活用促進

### (2) みどりの方針

- ◆柳瀬川・空堀川の水辺については、野生生物の生息空間に配慮しつつ、市民が水と親しめる空間を整備し、市民の憩いの場やレクリエーションの場としての活用を進めます。
- ◆病院街とその周辺のみどりについては、病院や地域との連携による適切な保全の方法を検討します。
  - アジサイロードの維持管理
  - マツ枯れ防止対策の推進（5年間隔で防止薬剤の注入）
- ◆松山緑地保全地域や病院街のみどりなどを生物多様性重要配慮地域として保全・管理していきます（生物多様性重要配慮地域は24頁参照）。
- ◆中央公園は、用地取得や公園施設の整備と並行して、児童館などの整備を進め、子育て支援などのサービスを拡充することにより、多目的利用を推進します。
- ◆中央公園の整備の際、用地はできる限り自然地を保全し、駐車場などの公園施設は雨水処理に配慮した設計を取り入れるほか、広い敷地を利用して雨水貯留・浸透施設を設置し、豪雨時の雨水を軽減するためのグリーンインフラとなるように活用します。また、児童館の整備は、壁面緑化などを行い、公園に残された地域の植生と連続したみどり豊かな景観の創出に努めます。



2-3 中部地域

(1) 現況と課題

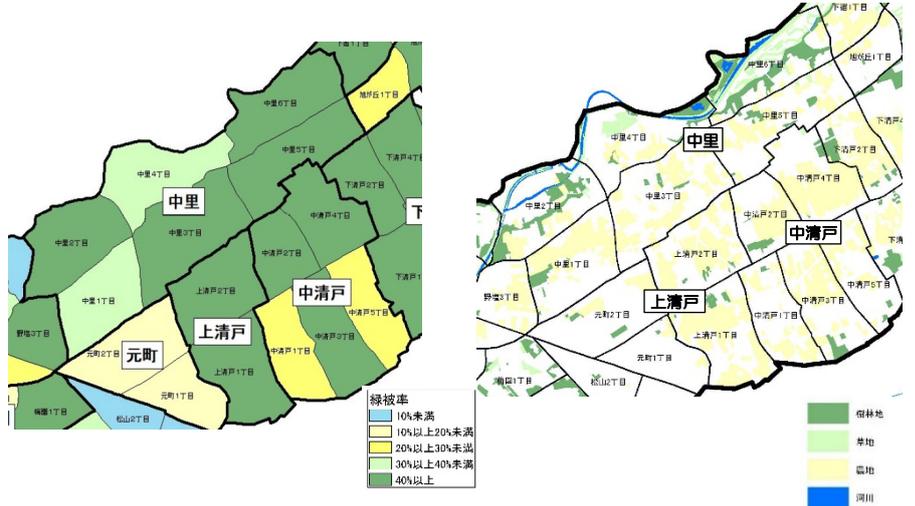
1) 地域概況

- ・ 中部地域は、市域の中央部に位置し、埼玉県所沢市、新座市と接しています。
- ・ 市役所、消防署、郷土博物館と主要な公共施設が立地しています。

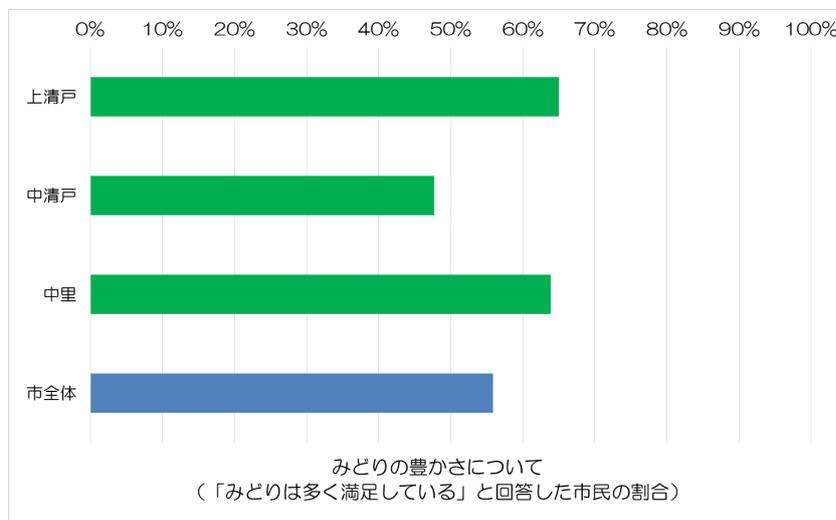
2) みどりの概況

● 中部地域の主な町丁目別の緑被率

上清戸1丁目	59.7%
上清戸2丁目	44.8%
中清戸1丁目	29.2%
中清戸2丁目	41.6%
中清戸3丁目	42.6%
中清戸4丁目	52.6%
中清戸5丁目	21.7%
中里1丁目	32.1%
中里2丁目	50.0%
中里3丁目	44.6%
中里4丁目	38.0%
中里5丁目	42.4%
中里6丁目	50.6%
(市平均)	36.9%



- ・ 地域の北側を流れる柳瀬川周辺は、市民の憩いの場となっている清瀬金山緑地公園があるほか、中里緑地保全地域や台田の杜などのまとまったみどりが多く残っています。
- ・ まとまった規模の農地が存在している地域と、低層住宅と農地が混在している地域があります。
- ・ 中部地域は、おおむね上清戸、中清戸、中里から構成されており、みどりの満足度は中清戸が市の平均を下回っています。



出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

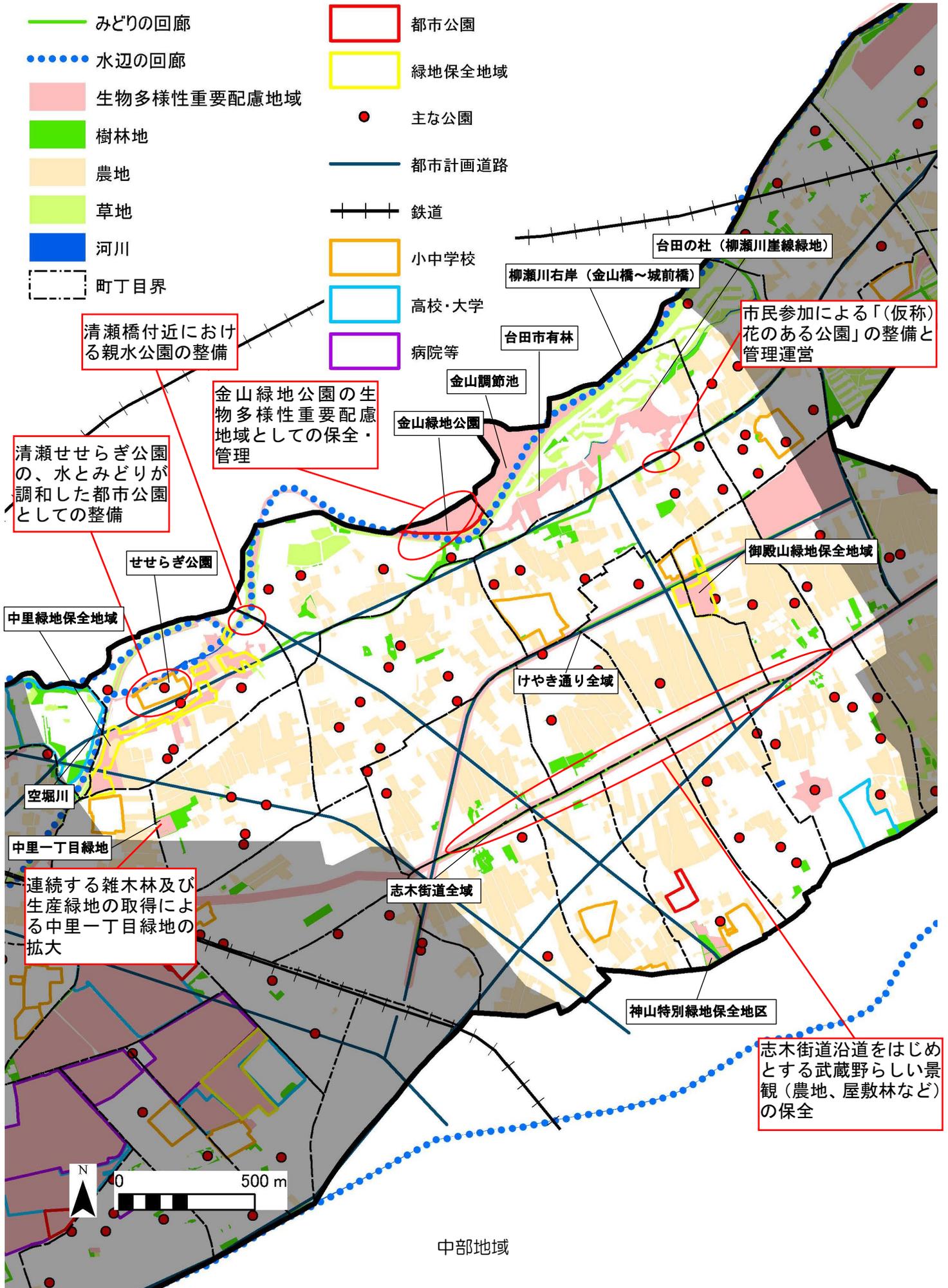
### 3) 課題

- ・ 柳瀬川沿いの豊かなみどり空間の保全と活用
- ・ 志木街道の沿道環境（屋敷林や農地が混在した武蔵野らしい景観）の保全
- ・ 清瀬金山緑地公園や（仮称）花のある公園などの大きな公園の整備と活用
- ・ せせらぎ公園及び中里一丁目緑地の保全と整備（雑木林の復活）
- ・ けやき通りをはじめとする街路樹の高木・老木化への対応
- ・ 清瀬特有の崖線のみどりの保全

#### (2) みどりの方針

- ◆ 柳瀬川周辺の崖線林の保全を図りつつ、みどりの空間を安全な歩行者空間で結んだ「柳瀬川回廊」の整備を進めます。
  - ・ 親水公園の整備
  - ・ 親水公園の整備に合わせたアクセス道のサインと距離表示の設置
  - ・ 河畔林の保全
- ◆ 特定生産緑地や農地の貸借など、生産緑地法改正などで創設された制度を活用し、志木街道沿道をはじめとする中部地域の農地の保全を図ります。
- ◆ 柳瀬川回廊の再整備として、清瀬橋付近に親水公園の整備を進めます。また、親水公園の整備に合わせて、アクセス道のサインを設置するとともに距離表示の設置も行い、柳瀬川回廊の活用を促進します。
- ◆ 志木街道沿道などに点在する屋敷林をはじめとした景観の保全に努めます。
  - ・ 保存樹木・保存樹林制度の活用
- ◆ 市民参加による（仮称）花のある公園の整備と管理運営を進めます。
- ◆ 清瀬せせらぎ公園については、「清瀬せせらぎ公園」を核に、武蔵野の原風景を残す連続した緑地の買収を進め、水とみどりが調和した都市公園として整備を進めます。
- ◆ 金山調節池、金山緑地公園、神山特別緑地保全地区などを生物多様性重要配慮地域（23頁参照）として保全・管理していきます。
- ◆ バーベキューなどで河川利用する際、不法投棄や騒音被害が発生しているため、悪質利用の抑制に向けた取り組みを推進していきます。
- ◆ 中里一丁目緑地は、連続する雑木林及び生産緑地を取得し、武蔵野の面影を残す雑木林の拡大を図ります。取得後は、できる限り自然地の保全と樹木植栽を行い雨水の地中浸透に努めるほか、貴重植物の保護及び近隣住民の防犯に対する不安を緩和するため、立入り防止柵や外周フェンスなどの整備を進めます。

第5章 地域別の方針



2-4 北部地域

(1) 現況と課題

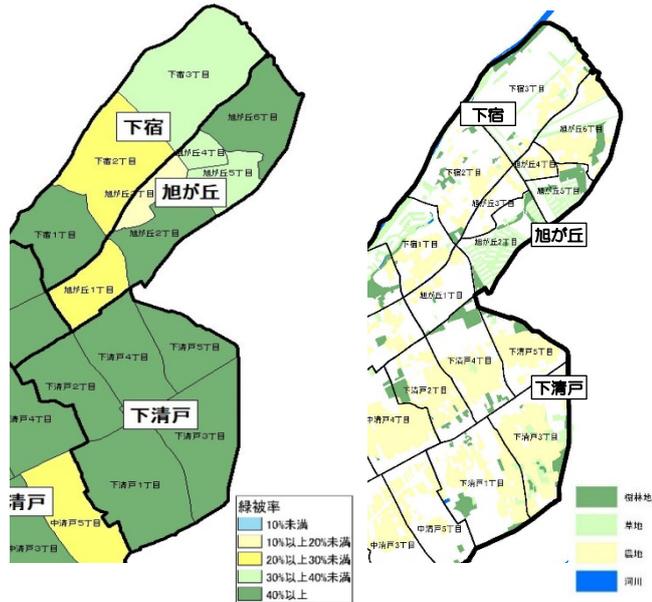
1) 地域概況

- ・ 北部地域は、市域の北東部に位置し、埼玉県所沢市、新座市と接しています。
- ・ 地域内には、事業所や工場が立地するエリアがあります。
- ・ 地域の北側を JR 武蔵野線と関越自動車道が横断しています。
- ・ 旭が丘団地や台田団地といった大規模団地が立地しています。

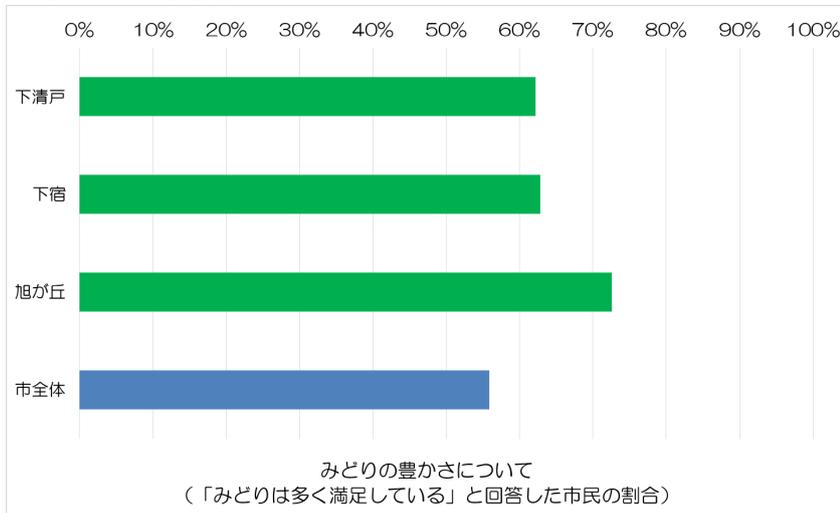
2) みどりの概況

●北部地域の主な町丁目別の緑被率

下清戸1丁目	46.6%
下清戸2丁目	59.3%
下清戸3丁目	75.8%
下清戸4丁目	51.8%
下清戸5丁目	75.3%
下宿1丁目	45.4%
下宿2丁目	29.4%
下宿3丁目	36.3%
旭が丘1丁目	26.1%
旭が丘2丁目	69.9%
旭が丘3丁目	18.8%
旭が丘4丁目	38.3%
旭が丘5丁目	38.9%
旭が丘6丁目	46.9%
(市平均)	36.9%



- ・ 地域の北側には清瀬内山運動公園をはじめとしたスポーツ施設が立地しており、市のスポーツ拠点となっています。
- ・ 地域の南側には農地がまとまって存在しています。
- ・ 地域の南側では毎年清瀬ひまわりフェスティバルが開催されており、市外からも多くの人を訪れています。
- ・ 北部地域は、おおむね下清戸、下宿、旭が丘から構成されており、みどりの満足度はいずれも市の平均を上回っています。



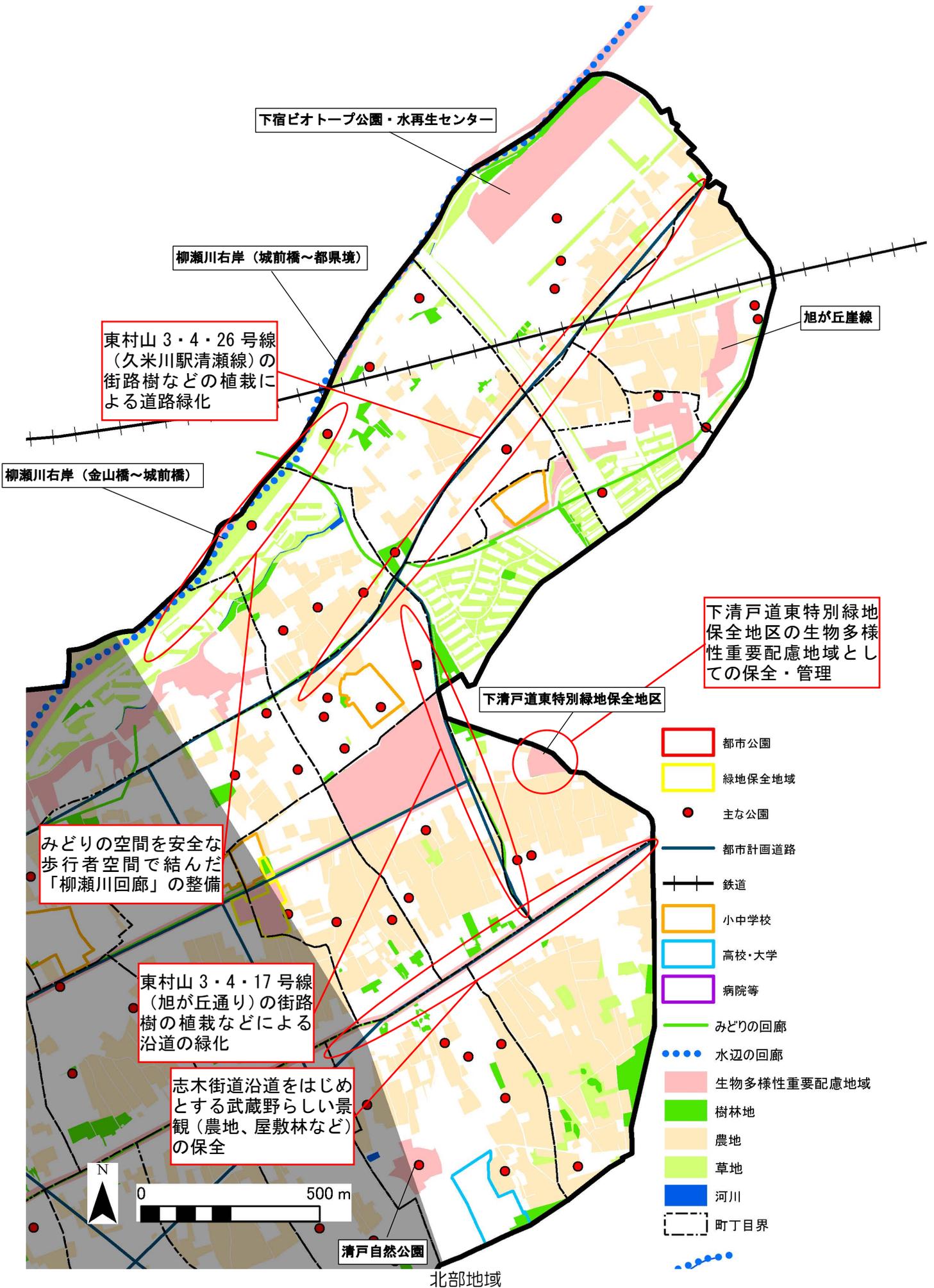
出典：令和元年度（2019年度）「清瀬市のみどりに関する市民アンケート」

### 3) 課題

- ・ 河川沿いや団地周辺のみどり空間の保全
- ・ 志木街道の沿道環境（屋敷林や農地が混在した武蔵野らしい景観）の保全
- ・ 都市計画道路の新設に伴う沿道のみどりの保全と創生

#### (2) みどりの方針

- ◆ 柳瀬川周辺の崖線林の保全を図りつつ、みどりの空間を安全な歩行者空間で結んだ「柳瀬川回廊」の整備を進めます。
- ◆ 柳瀬川沿いや旭が丘団地、台田団地周辺などにまとまっているみどりの保全に努めます。
- ◆ 東村山 3・4・17 号線（旭が丘通り）はみどりの軸と位置づけられていることから、街路樹の植栽などによる沿道の緑化を進めます。また、東村山 3・4・26 号線（久米川駅清瀬線）の整備においても、街路樹などの植栽により道路緑化を進めます。
- ◆ 下清戸道東特別緑地保全地区、下宿ビオトープ公園・水再生センターなどを生物多様性重要配慮地域（23 頁参照）として保全・管理していきます。
- ◆ 特定生産緑地や農地の貸借など、生産緑地法改正などで創設された制度を活用し、志木街道沿道をはじめとする北部地域の農地の保全を図ります。



## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 市民・事業者・行政の協働の推進

計画の実効性を高めるためには、市民・事業者・行政などのそれぞれの役割を明確にし、役割分担しながらみどりの保全・創生に取り組むことが重要です。必要に応じて、それぞれの主体による連携を図り、協働によりみどりの保全などに取り組んでいきます。また、全ての主体は日頃から持続可能な開発目標（SDGs）を「自分ごと」として捉え、みどりや自然環境に関して自分たちでできることを考え、実行に移すことに努めます。

#### （1）市民・事業者・行政の役割

##### ① 市民の役割

- ・みどりはみんなのものという意識をもって、みどりに対して積極的に働きかけること
- ・所有地内のみどりを自らの責任で守り、維持・管理すること
- ・自らが所有地内の身近なみどりを増やし、育むこと
- ・身近な公園などのみどりを地域で育てていくこと
- ・みどりを育て、活かす活動に積極的に参加すること など

##### ② 事業者の役割

- ・緑地保全・緑化推進などに関わる法令などを遵守していくこと
- ・みどりはみんなのものという意識をもって、事業所などにおける積極的な緑地保全、敷地内緑化に努めること
- ・所有地内のみどりを自らの責任で守り、維持・管理すること
- ・企業の社会的責任（CSR）等として市民、行政と連携しながら、みどりに関わる積極的な地域貢献を図ること など

##### ③ 行政の役割

- ・公共施設の緑化を積極的に推進していくこと
- ・市民、事業者などとの連携の推進を積極的に先導していくこと
- ・緑地保全、緑化推進やPR、情報提供を積極的に行うこと
- ・市民、事業者などとのコーディネーターとしての役割を果たしていくこと など

#### （2）役割分担と連携・協働による施策の推進

みどりに対する働きかけにおいては、各主体の役割分担を明確にした上で、必要に応じて各主体の連携や、市民・事業者・行政の協働により施策を推進していきます。

### 2 関係機関への協力要請と連携

- （1）みどりの保全を目的とした、相続税などの負担軽減や管理費用の補助制度の要望
- （2）病院街や事業者などが所有するみどりの保全
- （3）東京都や多摩北部都市広域行政圏協議会などとの連携

### 3 計画の適切な進行管理

- 計画の推進において、定期的に庁内のフォローアップを行い、その結果を審議会と確認する場をつくり、適切に進行管理を行います。
- 進行が難しい取組みについては、方法の見直しや軌道を修正するため、必要に応じて調査・研究を行います。

